
平成 20 年度 事業報告書

自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日

財団法人 日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers and Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

I	総括的概要	1
II	事業実施状況	
	1. 平成20年度再商品化業務の実施	7
	2. 再商品化(リサイクル)の実施に伴う個別事項への対応	10
	3. 商工会議所・商工会への業務委託	19
	4. 広報活動の拡充と情報開示	21
	5. 関係機関等との連携、各種説明会の開催	24
	6. その他	27
III	会議開催状況	
	1. 理事会	28
	2. 評議員会	32
	3. 監事会	36
	4. 委員会・分科会	37
IV	委員会の構成	42
V	組 織	
	1. 組織図	43
	2. 役員(理事・監事)、評議員の氏名等	44
	3. 委員会委員の氏名等	47
VI	賛助会員名簿	52
	別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」	53
	別紙2「平成21年度再商品化に向けたスケジュール」 (平成20年度事業)	55
	収支計算書	
	1. 収支計算書	59
	2. 収支計算書に対する注記 (ご参考)事業部門別収支計算書	61 63
	財務諸表	
	1. 貸借対照表	67
	2. 正味財産増減計算書	68
	3. キャッシュ・フロー計算書	70
	4. 財務諸表に対する注記	72
	5. 財産目録	74
	6. 監査報告書(写)	75

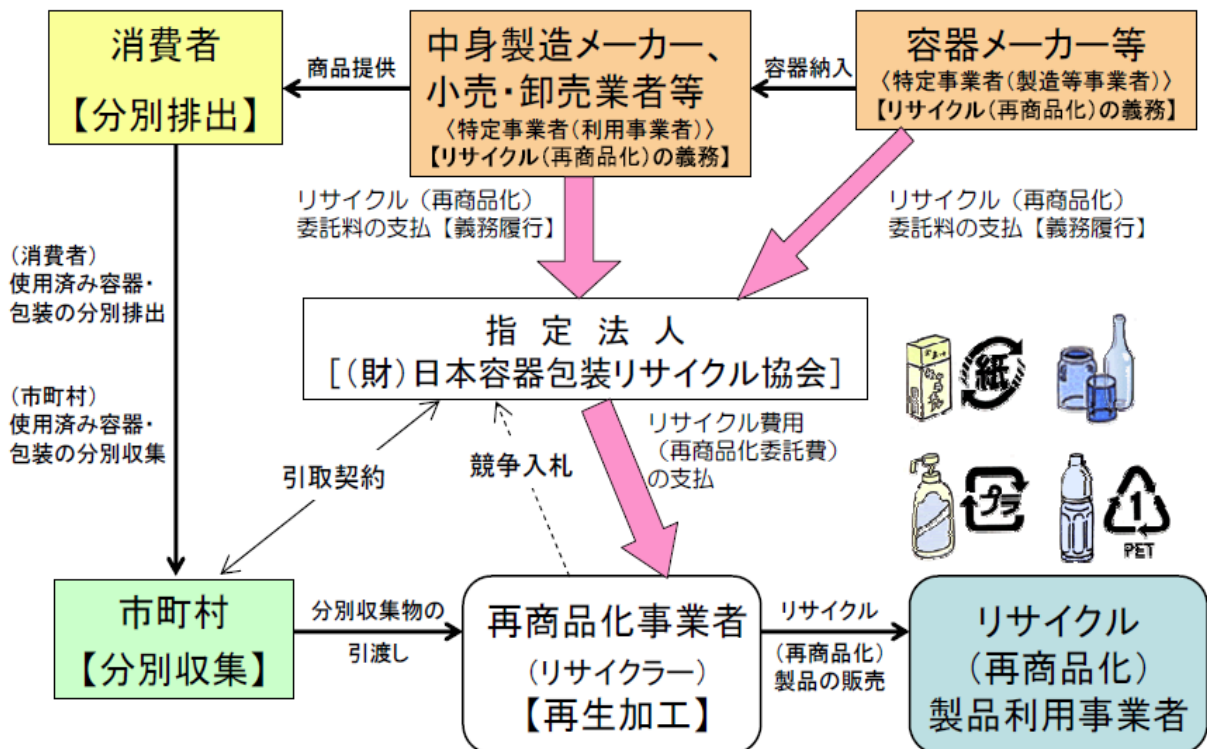
(財)日本容器包装リサイクル協会(以下、「当協会」という。)では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容リ法」)に基づく指定法人として容リ法に規定する「再商品化」業務を行っている。現在、多くの市町村では、容リ法のスキームに沿って、各家庭から排出される使用済みの容器包装を、4つの素材(ガラスびん(無色、茶色、その他の色)、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)ごとに分別収集し、基準に合った収集物(=分別基準適合物)を当協会に引き渡している。当協会では、引き渡された収集物を“再資源化”、あるいは“新たな製品の原料”として利用する等の「再商品化」を行っている。

本報告書は、当協会の業務を一般の方々にもより分かりやすくご理解いただくために、法律で規定する「再商品化」およびそれに関わる用語については、できるだけ分かりやすい言葉に置き換えている。例えば「再商品化」は、ほぼ同義語とされている「リサイクル」という言葉で、その多くを説明した。

総括的概要

当協会は平成20年度において、4つの素材で製造・利用および輸入されている容器や包装のリサイクル業務を実施した。また、当協会業務を実施する際には、法令遵守(コンプライアンス)の徹底を基本としつつ、リサイクル・コストの適正化と一層の低減、危機管理体制の強化等にも力を入れて取り組んだ。以下で、4つの素材に関わる容器包装のリサイクル業務のあらましについて、総括的な整理を行った。

1. 最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネータとして、71,329の特定事業者から、リサイクルを受託



容器包装リサイクルのしくみ(スキーム)

(1) 特定事業者から預かった費用でリサイクルを実施

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者および「容器」を製造している事業者(以下、「特定事業者」という)は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル(=容リ法では「再商品化」という)の義務を負っている。

しかしながら、現実問題として全国の家庭から排出される使用済みの「容器」や「包装」を、個別の事業者が自主的に回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネータとして、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料金”を預かり、当該事業者が負っている自ら果たすべき使用済み容器包装のリサイクルを当協会において行った。

20年度に、当協会にリサイクルの義務履行を委託した特定事業者は、71,329社(19年度は、71,409社)であった。

(2) 特定事業者からのリサイクルを受託する業務は、各地商工会議所・商工会の協力で実施



特定事業者向け説明会終了後に事業者からの個別相談に応じる担当者(20年12月、東京商工会議所)

当協会では、政令(H7.12.14、容リ法施行令)に基づいて、主に全国の都市部に拠点を置く日本商工会議所と全国の町村部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、特定事業者からの再商品化委託の申込受付業務を実施した。

併せて、各地商工会議所・商工会の協力を得て、容リ法に係る説明会の開催や相談窓口での個別事業者への周知、施設見学会の実施、会報やホームページを通じた関連情報の提供など、両団体が所在する地域特性に応じた方法で、容器包装リサイクル制度の普及啓発に取り組んだ。

(3) 分別収集物を保管する全国1,668ヶ所の施設ごとに、電子入札でリサイクル業者を選定

当協会では、全国1,811市町村(20年4月1日現在)のうち、約87%にあたる1,582市町村と20年度業務実施契約(引取契約)を締結した。同市町村が各家庭から排出された使用済み容器包装を分別収集・保管している1,668(19年度1,604)の保管施設ごとに、再商品化事業者(リサイクラーとも言う)からの電子入札を受け付け、その入札結果によって、4素材ごとに選定された再商品化事業者229社(同238社)にリサイクル業務を委託した。

なお、素材毎の契約市町村数は、別紙1参照。



リサイクルを委託される再商品化事業者向け説明会(21年3月、東京・アジュール竹芝)

- (4) 国内のリサイクルシステム維持を目的として、
PETボトルで期中追加入札を実施

20年9月の米国の金融危機に端を発した世界同時不況で、原油市況あるいは原材料価格は大幅に下落し、一時急騰していた使用済みPETボトルの価格も、中国経済の急激な悪化を受けて市況が暴落するなど、PETボトル再商品化事業者を取り巻く経済環境は急激に悪化した。当協会では国内のPETボトルリサイクルシステムの崩壊を回避すべく、20年12月25日～21年1月6日まで使用済みPETボトルの期中追加入札を実施するとともに、既存の20年度契約単価の調整、委託料の支払いの一時猶予などの緊急措置を実施した。

2. リサイクル費用を前年度実績比で62億円削減

- (1) プラ製容器包装のリサイクルの平均落札単価はダウン

当協会では、健全なリサイクルのための社会的コストは、より適正であることが求められるとの基本認識のもとで、種々の工夫を重ねている。とりわけ、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関して、20年度の再商品化事業者の入札選定に際しては、上限値の設定(20年度97,000円<19年度105,000円>)、落札可能量の10%削減等の措置を講ずる事により、平均落札単価(3月31日現在の契約時点のもの、以下同じ)は64,494円(19年度76,440円)と19年度比で15.6%の減となり、高止まり傾向は、19年度に引き続き是正された。

これに加えて、市町村から当協会へのプラスチック製容器包装の引き渡し量が、当初見込みを大きく下回る等の要因もあり、20年度の4素材合計のリサイクル費用(約414億円)は、19年度実績(約476億円)に比べて、約62億円の大幅減となった。

また、21年度の再商品化事業者の選定に関する入札準備に向けて、材料リサイクル手法優先の要件として、20年度と同様に品質基準値の設定や上限値93,000円(20年度97,000円)の設定等を行い、加えて、国からの指示により新たに全材料再商品化事業者ごとの査定処理能力に77%を乗じた量を落札可能量とする等の措置を講じた。

これにより、20年12月から21年1月にかけて実施した入札の結果、21年度の平均落札単価は62,751円(20年度64,494円)となり、小幅ではあるが、20年度比1,743円(2.7%)のダウンとなった。



大阪市立科学館に提供し、展示されているプラスチック製容器包装廃棄物で作られたリサイクル品(パレット、杭など)

- (2) PETボトルの有償入札に伴う

市町村への拠出金額は、約49億円

20年度におけるPETボトルおよびガラスびんの一部の有償入札(注:有償入札=再商品化事業者が当協会にお金を払ってリサイクル業務を受託する場合の入札)に伴う、当協会の収

入は、従来から、主務省庁見解に基づいて、消費税相当額を除く全額を、対象市町村からの引取量および落札単価に応じて拠出した。20年度中の拠出実績は、前述のPETボトルの期中追加入札分と合わせて、738市町村・48億9千700万円（19年度740市町村・48億1千500万円）となった。

3. 市町村で、プラ製容器包装収集物の品質改善のための“出前講座”を実施

容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装収集物の品質改善は、容器包装リサイクル制度が適正に機能するための重要課題の一つである。

このため、当協会では分別収集物の引取り・再生処理を委託している再商品化事業者の協力を得て、特に、プラスチック製容器包装のベール（注：ベール＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包して俵状にしたもの：右写真）の品質調査の厳正な実施と品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。



保管施設に積み上げられているベール



プラ製容器包装収集物を前に判断基準を説明
（20年8月、名古屋市“出前講座”）

こうした中で各市町村には分別収集物の品質改善の必要性が理解されつつあるが、当協会では、市町村における品質改善に向けた取り組みをさらに支援していくための新たな活動として、プラスチック製容器包装収集物の品質改善等をテーマとした勉強会を「出前講座」として企画し、20年度は15市町村・一部事務組合からの要請で開催した。

4. 不正・不適正行為の防止策を強化

20年度においても、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を基本とした不正請求事件等の再発防止のための諸方策を実施した。具体的には、再商品化事業者に関して、入札資格登録段階での厳格な要件審査、再商品化段階での日報・月報等の操業記録の提出指示や立入検査、措置規程の見直しを行う他、必要に応じて再商品化製品の販売先の現地調査等を実施した。

5. ただ乗り事業者対策を自主的に継続

特定事業者でありながら容器包装のリサイクル義務を果たしていない「ただ乗り事業者」への対策は、当協会が、国との連携を密にしながら継続的に取り組んでいる重要な課題である。



全国の商工会議所・商工会窓口
設置した事業者向け啓発チラシ

このため、当協会では、自主的な取り組みとして（１）国の対策を支援するため再商品化委託申込の“書類送付事業者リスト”と“申込事業者リスト”を主務省庁に提出、（２）前年度申込（契約）事業者のうち、当年度未申込事業者に対して、文書により再商品化義務履行を要請（年４回）、（３）当年度申込（契約）事業者のうち、過年度（１２年度～１９年度）分の申込等が漏れている事業者（４,１０７事業者）に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、（４）特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”を当協会ホームページに掲載、（５）全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動を行った。さらには、２０年１０月からは協会ホームページに“委託料金事業者リスト”の掲載も開始した。

こうした取り組みにより、２０年度は１,６２６社（前年度 ７５４社）から過年度分の申込を受け付け、その金額は ７億 ９千 ３００万円（同 ６億 ４千 ３００万円）となった

6. 市町村への資金拠出の実施に向けた体制を整備

改正容リ法第 10 条の 2 に基づく「市町村への資金拠出制度」が、２０年 ４月から施行されたことを受け、資金拠出制度の運用手順を確定し、２１年 ９月に予定している資金拠出に向けた事務処理システムの開発等、実施に向けた体制を整備した。また、本制度は、市町村の品質改善努力によって低減された成果に応じて資金拠出される仕組みとなっており、その内容について、特定事業者や市町村の関係者への周知を図るため、当協会の諸会議での説明、各種広報媒体での P R 等を通じて、関係業界・特定事業者・市町村担当者への周知に努めた。

7. 容器包装リサイクル制度の理解促進に向けて、 広報活動と情報公開を充実

当協会の広報活動全般について、市町村、消費者など幅広い立場の方々からご意見をいただくために「広報懇談会」を設置するとともに、ホームページの全面リニューアル、会報「協会ニュース」の充実などに努めた。

また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解を深めていただくための活動として、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、各種イベントへの後援・協力・出展などを行った。さらに、容器包装リサイクルについての理解促進のため、リサイクル製品の利用・用途情報等の発信に取り組んだ。



エコプロダクツ 2008 の出展ブースで 3 R クイズに挑戦する中学生（２０年 12 月、東京ビックサイト）

8．リスク発生時の事務局の行動マニュアルを作成



地震などの危機的事象が生じた場合の
行動指針等を記したマニュアル
(21年1月作成)

地震などの自然災害や新型インフルエンザの発生・感染拡大等の危機的事象が生じた場合の当協会業務の正常化を念頭におき、その際の事務局の行動指針や要領等をまとめた 地震など自然災害時における事務局行動マニュアル、新型インフルエンザ発生時における事務局行動マニュアルを21年1月に作成し、役職員全員への徹底を図った。

また、「危機管理規程」(20年1月に制定・施行)に基づき、21年3月に「危機管理委員会」を開催し、危機管理に関する1年間の活動報告や各事業部措置規程の運用状況、当協会事務局の危機管理意識の向上策などについて協議し、20年度の危機管理に関する活動を総括した。

9．公益認定申請に向けた諸準備を実施

20年度は、21年度中の公益財団への移行を目標に掲げ、公益認定申請に向けた諸準備に取り組んだ。新法が施行された20年12月の理事会・評議員会では、制度改革に対応するための組織の再編の方向性について了解を得るとともに、新法人格取得後の最初の評議員の選任について、国の指導に基づいて第三者機関「最初の評議員選定委員会」を設置して行うことを決定した(21年3月12日主務省認可)。

21年3月の理事会・評議員会では、組織再編の方向性の最終確認、最初の評議員の原案作成、「諸規程管理規則」および「役員区分に基づく報酬等基準」の新規制定、「委員会設置規則」の一部改正など規程整備を進めた。また、21年秋に予定する公益認定申請に向けて、定款変更案の原案作成などの準備に入った。

事業実施状況

1. 平成20年度再商品化業務の実施

～最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネーター～

・・20年度は、71,329 特定事業者から、容器包装のリサイクル義務履行を受託・・

当協会は、20年度において、「容リ法」に基づく指定法人として、特定事業者から容器包装のリサイクル義務（＝容リ法では「再商品化義務」という）の履行について委託を受け、市町村が収集した分別基準適合物である ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種） P E Tボトル、紙製容器包装（除、紙パック・段ボール） プラスチック製容器包装、のリサイクルを行った。

ガラスびん、P E Tボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者および「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル義務を負っている。しかしながら、現実問題として全国の家から排出される使用済みの容器や包装を、個別の事業者が各市町村から回収しリサイクルすることは難しい。このため、当協会は、個別事業者に代わってリサイクルを代行する法人として指定されており、特定事業者から委託を受けてリサイクルのための“再商品化委託料金”を受領し、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。

<参考1> 主務大臣の認可を受けた4素材ごとの平成20年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価
ガラスびん	無色	3,300 円(3,800 円) / トン
	茶色	4,900 円(5,200 円) / トン
	その他の色	6,700 円(5,800 円) / トン
P E Tボトル		1,800 円(1,800 円) / トン
紙		15,500 円(12,500 円) / トン
プラスチック		75,100 円(85,800 円) / トン

() 内は前年度委託単価

<参考2>平成20年度に特定事業者がリサイクルを義務付けられた「再商品化義務総量」

下段()内は前年度の公表値、単位：千トン

特定分別基準 適合物	20年度分別 収集計画量 (a)	20年度再商 品化見込量 (b)	a,bいずれか少 ない量を基礎 に算出 (c)	特定事業者責 任比率(%) (d)	20年度 再商品化義務総量 (c)×(d)×1/100
ガラスびん (無色)	359 (394)	180 (150)	180 (150)	93 (94)	167.40 (141.00)
ガラスびん (茶色)	309 (337)	160 (160)	160 (160)	75 (75)	120.00 (120.00)
ガラスびん (その他の色)	183 (193)	130 (140)	130 (140)	90 (89)	117.00 (124.60)
PETボトル	303 (300)	370 (400)	303 (300)	100 (100)	303.00 (300.00)
紙製容器包装	33 (64)	356 (468)	33 (64)	96 (98)	31.68 (62.72)
プラスチック製 容器包装	804 (807)	1271 (762)	804 (762)	96 (97)	771.84 (739.14)

【備考】1. 特定事業者は、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務の履行を当協会に委託している。

2. 印の紙製容器包装の分別収集計画量は、20年度分別収集計画量から、環境省が調査した市町村独自処理量(20年度 113千トン)を差し引いた量。

(1) 特定事業者からのリサイクルの受託

特定事業者は、リサイクルの義務履行を委託するために、当協会に、製造、利用、輸入した「容器」や「包装」の使用量を、自ら記載した帳簿に基づき、当協会指定の再商品化委託申込書に素材ごとに記入し、オンラインまたは各地商工会議所・商工会等を通じて、毎年度再商品化委託申込手続きを行うことになっている。

20年度は、71,329社(前年度は71,409社)の特定事業者から再商品化(リサイクル)義務履行を受託した(【表1】参照)。

【表1】平成20年度再商品化委託申込受託状況(特定事業者分) ()内は前年度実績

素 材	受託社数	受託量(ト)	受託金額(千円)
ガラスびん	3,688 (3,715)	377,539 (351,915)	1,797,071 (1,713,121)
無色	3,132 (3,145)	155,078 (131,666)	511,758 (500,328)
茶色	1,639 (1,667)	113,982 (107,754)	558,513 (560,321)
その他の色	1,315 (1,349)	108,478 (112,495)	726,801 (652,472)
PETボトル	1,353 (1,292)	283,417 (272,850)	510,149 (491,129)
紙	52,519 (52,597)	32,064 (56,364)	496,860 (704,358)
プラスチック	69,201 (69,117)	863,547 (802,036)	64,764,443 (68,712,465)
合 計	71,329 (71,409)	1,556,567 (1,483,028)	67,568,523 (71,621,074)

(注) 受託社数には、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っている新聞販売所やコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等も個店(1社)としてカウントしている。また、1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。

(2) 市町村負担分の受託状況(支払ベース)

容器包装のリサイクル義務が免除されている“小規模事業者分”については、その処理費用は市町村の負担とされている。このため、当協会では、市町村と小規模事業者分のリサイクル業務の実施契約を締結し、20年度再商品化委託単価に基づき、995市町村(前年度980市町村)から【表2】のとおり受託し、リサイクルを実施した。

このうち、PETボトルについては、その製造等事業者、利用事業者に“小規模事業者”が存在していないことから、受託量は0トンで、処理費用は発生しない。

しかし、一部の市町村では、PETボトルを押しつぶす減容機を備えておらず、家庭から排出されたPETボトルを収集後、ベール(圧縮して結束材で梱包し、俵状にしたもの)にできないことから、ボトルのまま(=丸ボトルという)当協会が契約している再商品化事業者に引き渡している。この丸ボトルは、ベールに比べて容積比で約7倍、その運搬費も約7倍かかるといわれ、容り法上、リサイクルの対象となる分別基準適合物でない。しかしながら、当協会はリサイクルを推進する立場であることから、当該市町村がその運搬費を負担することを条件に引取りを行い、20年度は、4市町村から57万円(表2)の支払いがあった。

【表2】平成20年度再商品化委託申込受託状況(市町村負担分)()内は前年度実績

素材	受託量(ト)	受託金額(千円)
ガラスびん	42,486 (42,436)	215,730 (219,413)
無色	6,247 (5,413)	20,614 (20,568)
茶色	26,491 (26,477)	129,806 (137,681)
その他の色	9,748 (10,546)	65,310 (61,164)
PETボトル	0 (0)	570 (1,135)
紙	1,051 (544)	16,294 (6,864)
プラスチック	18,812 (13,600)	1,412,774 (1,166,847)
合計	56,580 (56,580)	1,645,368 (1,394,259)

(3) 市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,811市町村(20年4月1日現在)のうち、約87%にあたる1,582市町村と20年度業務実施契約(引取契約)を締結し、市町村が各家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国1,668(前年度1,604)の保管施設ごとに、再商品化事業者からの電子入札を受け付け、その入札結果によって、4素材ごとに選定された再商品化事業者229社(同238社)にリサイクル業務を委託した。

20年度に市町村から引き取った使用済み容器包装(ガラスびん、PETボトル、紙およびプラスチック製容器包装)の総量は、ガラスびん332,109トン(前年度比99.6%)、PETボトル153,732トン(同109.8%)、紙製容器包装26,814トン(同96.2%)、プラスチック製容器包装604,486トン(同104.0%)、合計1,117,141トン(同103.2%)であった。

詳細は、別添資料「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載のある対象市町村数、保管施設数、引取実績量および引取達成率、再商品化製品利用状況、のとおりである。

(4) 再商品化実施委託料金の精算

特定事業者から預かる容器包装リサイクルのための“再商品化実施委託料金の精算金額”は、次の計算式で算出され、4素材ごとに行われる。

再商品化実施委託料金精算金額

$$= \frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の平成20年度予定実施委託料金}}{\text{平成20年度再商品化予定実施委託料金の総額 (精算前、A)}}$$

【注】精算率 = B / A × 100%

以上の計算式により、特定事業者個々の精算金額を算出し、その過不足に応じて次年度の再商品化委託料金と加減し精算することになる(21年7月)。

素材ごとに見ると、精算金額・精算率は、ガラスびんが精算金額約5千740万円、精算率3.2%、紙製容器包装が約1億3千500万円、27.2%、プラスチック製容器包装が約285億1千万円、44.0%であったものの、PETボトルについては、本報告書2-(5)で説明する使用済みPETボトルの市況激変等の特殊事情により、約3億6千万円の追徴となり、精算率もマイナス70.6%となった。

2. 再商品化(リサイクル)の実施に伴う個別事項への対応

(1) リサイクルコストの適正化と一層の低減

平成20年度の4素材合計のリサイクル費用は、前年度実績比で約62億円の大幅減

リサイクル業務の実施にあたって、リサイクルコストの適正化と一層の低減に向けた取り組みを行った。とりわけ、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装については、材料リサイクル事業者の大幅な能力アップにより、このまま材料リサイクル優先のルールを継続すれば、数年のうちに材料リサイクル事業者の比率がほぼ100%になってしまうことが予測されるため、20年度の入札にあたっては、材料リサイクル手法の優先要件である品質基準値や上限値97,000円(前年度105,000円)の設定、全手法での落札可能量の10%削減等を講ずることにより、20年度の平均落札単価(20年3月31日現在の契約時点のもの)は、64,494円(同76,440円)と前年度比で15.6%のダウンとなり、高止まり傾向は、前年度に引き続き是正された(【表3】【表4】参照)。

一方で、プラスチック製容器包装の市町村からの引き渡し量が当初の見込みを大きく下回る等の要因もあり、20年度の4素材合計のリサイクル費用(約414億円)は、前年度実績(約476億円)に比べて、約62億円の大幅な減少となった。

【表3】プラスチック製容器包装のリサイクル手法

リサイクル手法		定義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料 燃料
	高炉還元剤	異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤） 炭化水素油（化学原料） ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素および一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料、燃料
固形燃料等 *		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

*緊急避難的、補完的手法として位置づけられている「固形燃料等」の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、実際には使用されていない。

【表4】プラスチック製容器包装のリサイクル手法別落札単価（加重平均）

	落札単価（円/ト）		
	21年度	20年度	対前年度
プラスチック製容器包装（白色トレイを除く）	62,814	64,543	-1,729
リサイクル手法			
材料リサイクル（白色トレイを除く）	77,725	73,379	4,346
ケミカルリサイクル	43,334	51,630	-8,296
油化	61,446	84,800	-23,354
高炉還元剤	36,939	52,359	-15,420
コークス炉化学原料化	45,334	51,376	-6,042
ガス化	38,930	49,571	-10,641
プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）	62,751	64,494	-1,743
材料リサイクル（白色トレイ）	19,743	32,765	-13,022

平成21年度に向けたプラ製容器包装の入札結果、 落札単価は20年度比で2.7%のダウン

また、21年度の入札準備に向けて、材料リサイクル手法の優先の要件として、20年度の入札時と同様に品質基準値の設定や上限値93,000円（20年度97,000円）の設定等を行い、加えて、国からの指示により新たに全材料リサイクル事業者ごとの査定処理能力に77%を乗じた量を落札可能量とする等の措置を講じた。この結果、20年12月から21年1月にかけて実施した入札の結果、21年度の平均落札単価は62,751円（20年度64,494円）となり、20年度比で1,743円(2.7%)のダウンとなった。

21年度のプラスチック製容器包装の落札結果を総括すると、平均落札単価は前記のように若干のダウンとなっているが、材料リサイクル手法で優先扱いとなった事業者では、殆ど競争がなく、落札単価は高止まりした（20年度83,708円 21年度80,619円）。一方、優先扱いとならなかった材料リサイクル事業者は、20年度並みの落札額に落ち着いた。

しかし、優先割合が大幅に増加したため、材料リサイクル全体では、20年度比105.9%で、材料リサイクルの平均落札単価は、4,346円上昇した。一方、ケミカル事業者（油化1社、高炉1社、コークス炉2社、ガス化4社）の平均落札単価は、20年度比で8,296円下落した。この他、白色トレイの21年度平均落札単価は、19,743円（20年度32,765円）と低下傾向が続いた。

以上の結果、プラスチック製容器包装に占める材料リサイクル事業者のシェアは、20年度より若干低下して56.6%となったが、その内訳をみると、優先扱いとなった事業者が39.7%（20年度）から50.6%（21年度）と大幅に増加し、再商品化手法間のバランスを図るという観点からは、大きな課題が残った。

（2）市町村収集物の「品質調査」および品質改善アプローチ

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得て、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

ガラスびん

落札量が多い、または再生処理に問題があると思われる保管施設を対象に、品質調査を実施した。選定した492施設のうちAランク190保管施設（38.6%）、Bランク283保管施設（57.5%）、Dランク19保管施設（3.9%）だった。当協会では、品質調査によるDランク市町村および20年度において引き渡し契約量に大幅な変更があった市町村を訪問し、実態把握と改善要請を行った。

引き渡し契約量の大幅な増加は、「その他の色」のびんに多く見られた。これは、ガラスびんが細かく割れ、色別に分別できずに「その他の色」として排出されたことに大きな要因があった。このため、適正な分別収集方法に拠れば、最終的にはリサイクル費用の低減につながることから、当該市町村における分別収集方法等の改善要請を継続した。

PETボトル

引取全保管施設の92.7%にあたる758施設を対象に、品質調査を実施した。調査結果では、Aランク保管施設689(90.9%)、Bランク35保管施設(4.6%)、Dランク34保管施設(4.5%)となり、前年度に比べてAランクの保管施設の構成比が、前年度の88.8%から20年度の90.9%へと改善傾向を示している。

また、分別基準適合物のトン数構成比でも、Aランクの構成比が、前年度74.8%に対して20年度が80.6%と改善傾向を示している。

紙製容器包装

106保管施設で実施した品質調査の結果、Aランク101保管施設(95.0%)、Bランク2保管施設(2.0%)、Dランク3保管施設(3.0%)という結果になった。Aランク施設の構成比が前年度の90%から95%と改善されており、21年度はDランク施設ゼロを目指して改善指導を行っていく。なお、Dランクの内容は、紙製容器包装以外の段ボールなどの異物混入が主な原因である。

なお、古紙は、その余剰感から製紙会社の買い手市場となっている。このような状況のもと、製紙会社では、原料である古紙から製品への歩留まりをあげるため、古紙の品質重視が鮮明となっている。当協会では、再生処理事業者に対し、従来にも増して紙製容器包装の選別の厳格化の指導を行うこととしている。

プラスチック製容器包装

使用済みプラスチック製容器包装の品質改善については、品質調査の厳正な実施と改善要請に力点を置いている。こうした中で20年度は、品質改善計画が十分でない5市町村(5保管施設)について引取りを拒否したが、そのうち1市町村(1保管施設)については、当協会の品質ガイドラインを満たすレベルにまで改善されたことから、年度途中の20年10月から引取りを再開した。また21年度は2市町村(2保管施設)について引取りを拒否することとした。

市町村に対する種々の改善アプローチによって、各市町村には収集物の品質改善とリサイクルの付加価値向上との関係が理解されつつあるが、20年度においては、次に掲げる“出前講座”を開催するなど、市町村の品質改善に向けた取り組みを一層支援するための、新たな活動にも取り組んだ。

(3) プラスチック製容器包装収集物に関する市町村での“出前講座”の実施

容器包装リサイクルの対象素材の中でも圧倒的なボリュームを占める“プラスチック製容器包装”収集物の品質改善は、リサイクルの質の向上にとって重要な課題である。このため、当協会では、各市町村に対して、プラスチック製容器包装のベール品質の改善に向けた種々のアプローチを行っている。20年度は、そうした活動の一環として、新たにプラスチック製容器包装の品質改善等をテーマとした勉強会を、15市町村・一部事務組合からの要請を受けて“出前講座”として実施した(【表5】参照)

講座に出席した市町村や中間処理施設の担当者からは、選別ライン上に流れている実物を

使って行った“異物や汚れの判定基準”等の具体的な説明によって、品質改善の重要性についての理解が深まったとの感想が多く寄せられた。

<開催内容>

1回の開催時間：2時間30分～3時間

出席者：市町村職員や中間処理施設の関係者

内容：基本知識（「容器」「包装」とは、「分別基準適合物」とは、ベール品質の評価基準、ベール品質の現状、）現場での選別作業状況の確認（実物判定のケーススタディー、現場作業後の質疑応答）市町村担当者との確認

【表5】出前講座開催実績

実施市町村等	実施日	参加者	実施市町村等	実施日	参加者
小松市	4/10	約30名	東広島市	10/8	約30名
東久留米市（清瀬市、西東京市、東村山市）	7/10	約15名	相模原市	10/17 10/30	約60名 約60名
高松市	7/10	約50名	八尾市	12/2	約30名
小牧市（稲沢市、尾張旭市）	7/17	約15名	丹波市	1/29	約30名
豊中市・伊丹市クリーンランド	8/20	約15名	松山市	2/12	約30名
名古屋市	8/25	約15名	朝霞市	1/14	約20名
佐倉市	9/1	約15名	十勝環境複合事務組合	2/18	約50名
所沢市	9/2	約50名			

（4）再商品化事業者の「登録審査・入札選定」の厳格実施

21年度の登録・入札を希望する再商品化事業者を7月1日付官報により募集した。登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎に関する審査については、債務超過等の財政的問題がある事業者については、必要に応じて中小企業診断士による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん67社、PETボトル51社、紙39社、プラスチック86社）を選定し、再商品化実施契約を締結した。20年度・21年度の登録・落札事業者数の比較は【表6】のとおりである。

なお、21年度入札においては、従来から有償入札を認めているPETボトル、ガラスびんに加えて、紙製容器包装についても有償入札が認められることになった。

【表6】平成20・21年度 登録申込・登録・落札事業者数の比較

素 材	登録申込		登録		落札	
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
ガラスびん	92社	79社	87社	78社	75社	67社
P E Tボトル	62社	65社	59社	60社	49社	51社
紙	76社	71社	66社	63社	46社	39社
プラスチック	128社	112社	101社	100社	82社	86社

- (備考) 1. 18年度以降の入札は、全て電子入札で行っている。
 2. プラスチックにおいては「上限値」を設定し、それを超える入札は無効とした。
 3. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表した(21年4月)。
 4. P E Tの期中追加入札分の落札状況は、本データには含まれない。

(5) 経済環境の激変に対応したP E Tボトル期中追加入札の実施

20年9月の米国の金融危機に端を発した世界同時不況で、原油市況あるいは原材料価格は大幅に下落し、一時急騰していた使用済みP E Tボトルの価格も中国経済の急激な悪化を受けて市況が暴落した。そのため、日本から中国への使用済みP E Tボトルの輸出自体が一部ストップする事態となり、協会ルートによらず独自処理をしていた市町村の保管施設では使用済みP E Tボトルが溢れ、適正なりサイクルを阻害する事態も予測される状況となった。一方、市況の暴落により、P E Tボトル再生処理事業者の事業環境の急激な悪化が懸念される状況に立ち至ったことから、当協会では主務省庁からの検討要請もあり、異例のことではあるが、国内のP E Tボトルリサイクルシステムの崩壊の回避、さらには再生処理事業者の倒産防止策の一環として、20年12月25日～21年1月6日まで使用済みP E Tボトルの期中追加入札を実施した。また、当協会が実施した財務分析では、既存契約単価を据え置いた場合、相当数の事業者が経営破たんする可能性があったことから、追加入札の平均落札単価と連動する形で既存契約分の契約単価の調整(21年1月支払い以降分を、追加入札分の平均単価が逆有償となったため、結果として調整後契約単価は0(ゼロ)円となった)とともに、支払いの一時猶予などの緊急措置を実施した。追加入札の結果は【表7】のとおりである。

【表7】追加入札結果

追加入札申込 市町村・一部 事務組合の数	追加入札申込 指定保管施設 数	追加入札申込量	追加入札申込分 落札単価 (加重平均)	参考数値	
				20年度当初 契約量	20年度当初落札 単価(加重平均)
34	37	3,989トン	1,143円/トン	157,993トン	45,118円/トン

- (備考) 落札価格のマイナス表示は、有償(再商品化事業者から当協会への支払い)を意味する。
 本表では、有償分および逆有償分合計の加重平均単価を表示している。

(6) 業務の適正実施のフォローと立入検査

リサイクル業務の適正な実施に当たっては、再商品化事業者に設備稼働状況、製品の販売、市町村からの引取物・仕掛品・製品の在庫、残渣処分等に関して、当協会の指定様式による日報・月報等の報告書を定期的に提出させた。同時に、当協会との契約に基づく再商品化業務が確実に実施されていることを確認するため、定期報告の記載内容等に関する立入検査を実施するほか、登録審査時にも必要に応じて現地審査を実施した。

素材ごとに行った立入検査の20年度実績は【表8】のとおり。

【表8】平成20年度立入検査実績

素 材	立入検査実績（前年度）
ガラスびん	67社 67施設（74社 74施設）
P E T ボトル	28社 29施設（35社 36施設）
紙	57社 68施設（59社 63施設）
プラスチック	105社125施設（112社144施設）

【注】本表の検査実績には、利用事業者に対する状況調査などは含まれていない。

(7) 不正防止策など危機管理体制の整備と強化等

危機管理体制の整備と強化

当協会では、協会内に「危機管理委員会」（常勤理事7名などで構成）および「危機管理コア委員会」（危機事象の緊急対応のため関係常勤理事などで随時編成）並びに「拡大危機管理委員会」（常勤理事7名、弁護士、公認会計士等の外部有識者で構成）を設置し、不正防止策を厳格に行うための体制を整備している。20年度においても、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を基本として、不適正行為あるいは不正請求事件等の再発防止のために、次に掲げる方策等を実施した。

- ・再商品化事業者の入札資格について、登録段階での厳格な要件審査の実施
- ・再商品化業務に係る日報・月報等の操業記録の提出
- ・再生処理事業者への立入検査の実施
- ・利用事業者への立入調査の実施
- ・再商品化事業者に対する措置規程の厳格化
- ・再商品化製品の販売先の現地調査

以上のような措置を講じながら、不適正行為や不正行為の未然防止に努めつつ、措置規程に抵触する不適正行為を行った再商品化事業者に対しては、厳格な措置を適宜発動した。こうした措置規程の内容、措置の発動内容については、再商品化事業者向けの各種説明会において、その都度説明を行い、当協会との契約内容あるいは業務規程に定めるルールに拠って、リサイクル業務が適正に実施されるよう注意喚起と指導を継続した。

自然災害など危機的事象への事務局の対応等

こうした不正防止策の実施はもとより、地震等の自然災害や新型インフルエンザの発生・感染拡大などの危機的事象が発生した場合の協会業務の正常化を念頭におきつつ、その際の事務局の行動指針や要領等をまとめた「地震など自然災害時における事務局行動マニュアル」、新型インフルエンザ発生時における事務局行動マニュアルを21年1月に作成し、役職員全員への徹底を図った。

また、当協会の「危機管理規程」（20年1月に制定・施行）に基づき、21年3月には「危機管理委員会」を開催し、危機管理に関する1年間の活動報告や各事業部における措置規程の運用状況、当協会事務局の危機管理意識の向上策などについて協議し、20年度の危機管理に関する活動を総括した。

過去の不正請求事件の終結

10年～14年当時、鹿児島県のガラスびん再商品化事業者が起こした再商品化委託料不正請求事件について、当協会では、16年に刑事告訴（結果は、不起訴）、18年に民事訴訟（結果は、勝利判決）などを経て、訴訟結果を踏まえた諸手続によって回収努力を継続してきたが、訴訟相手であった事業者代表が、20年12月に自己破産の手続きに入り、その後、21年4月8日の鹿児島地方裁判所名瀬支部による免責許可決定によって、5年余に亘ったこの事業者に関わる係争は終結した。

（8）ただ乗り事業者対策への取り組み

国では、容器包装の再商品化義務履行に関して、事業者への立入調査を継続的に行っているが、加えて、改正容リ法では罰則の強化（罰金額を50万円以下から100万円以下に引上げ）を図るなど、「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託料の支払いを行わない事業者、過少申告の事業者、申込・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）対策を強化している。

当協会においても20年度は、「ただ乗り事業者」対策の実効性をさらに高めていくために、前年度に引き続き、次に掲げる自主的な取り組みを行った。

国のただ乗り事業者対策に係る情報提供として、再商品化委託申込に関する“書類送付事業者リスト”（年度始め）および“委託申込事業者リスト”（毎月）を主務省に提出。前年度申込（契約）事業者のうち、当年度申込（契約）を行っていない事業者に対して文書によりリサイクル義務履行を要請（年4回：20年5月、8月、11月、21年2月）。当年度申込（契約）事業者のうち、過年度（12年度～19年度）分の申込等が漏れている事業者（4,107事業者）に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請（20年9月）。

特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”を当協会ホームページに掲載（13年7月から継続）。

全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会を通じて各団体が発行する広報媒体や相談窓口を通じて普及啓発を推進。

また、容リ法改正論議の中で公表が求められていた特定事業者の素材ごとの再商品化委託料金額について、当協会ホームページへの掲載に同意した事業者に限定して、20年10月に当

協会ホームページで公表した（詳細は、本報告書4 - (2) を参照）。これも特定事業者間の相互牽制の観点から、ただ乗り事業者対策の一環と位置づけられる。

こうした国や当協会によるただ乗り事業者対策の結果、20年度は1,626社(前年度754社)から過年度分の申込を受け付け、その金額は7億9千300万円(同6億4千300万円)となった。

(9) 市町村への資金拠出への対応

改正容り法に基づく「市町村への拠出金制度」の実施準備

改正容り法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」が、20年4月から施行されたことを受け、主務5省（環境省、経済産業省、財務省、農林水産省、厚生労働省）との協議、さらには、税務上の問題を解決するための税務当局とのたび重なる協議を踏まえて、資金拠出制度の運用手順を確定し、21年9月の資金拠出に向けた事務処理システムの開発等、実施に向けた体制整備を図った。

また、本制度に関しては、特定事業者への周知・理解が必ずしも十分でない状況に鑑み、当協会の各事業委員会など諸会議での説明やPR用パンフレットの作成、協会ホームページおよび協会ニュースでの広報、さらには関係業界からの要請に応じた説明会や市町村説明会等を通じて、関係業界・特定事業者・市町村担当者への周知に努めた。

PETボトル等の有償入札収入の市町村への拠出

20年度におけるPETボトルおよびガラスびんの一部の有償入札に伴う再商品化委託収入は、“PETボトルが容り法第2条第6項指定物となった場合には、市町村が独自に売却することにより得る金銭に当たるもの”との主務省見解に基づいて、消費税相当額を除く全額を、対象市町村からの引取量および落札単価に応じて拠出した。20年度中の拠出実績は、本報告書2 (5) で説明した「PETボトルの期中追加入札分」と合わせて、738市町村に48億9千700万円(前年度740市町村・48億1千500万円)を拠出した。

(10) 国が実施する「地域連携モデル事業」への協力

国では、19年6月に中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会・産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合のとりまとめの中で、消費者の再商品化に関する理解の増進、地域における連携協同の推進、質の高い分別収集・効率的な再商品化の推進を図るという観点から、一定条件を満たす市町村を対象に、20年度から「プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業」を実施した。

当協会では、21年度のモデル事業の実施に際して、希望市町村の募集(20年10月10日~11月7日)、モデル事業を行う市町村(4カ所)に係る特別枠による入札等について協力した。なお、モデル事業は、1市町村につき1指定保管施設・1再商品化事業者かつ当該指定保管施設から指定法人へのモデル事業に係る分別基準適合物の引渡量は年間5千トンを超えないこと等が要件となっている。

モデル事業への応募市町村について選定委員会で選定を行った結果、21年度は、宮城県仙

台市（材料リサイクル）、岐阜県羽島市（材料リサイクル）、広島県福山市（ケミカルリサイクル）、福岡県北九州市（ケミカルリサイクル）の4カ所に決定し、2年間に亘ってモデル事業が実施されることになった。

（11）事務局の業務効率化と事務経費の低減

事務局の業務効率化と事務経費の低減のために、当協会の業務処理システム（REINS）を通じて、インターネットを活用した電子契約・電子入札の促進、電子契約時の情報セキュリティの強化、オンライン利用者の利便性・操作性の向上、手続きの簡素化などを図った。

とりわけ、20年度においては、本システムによって締結される電子契約（当協会と特定事業者または再商品化事業者）は、印紙税法上は不課税であることから、当協会が特定事業者に発行する“再商品化委託承諾書”を、原則として全て電子承諾書に切り替えた。このことにより、印紙税は大幅に節減された。

一方、紙の使用量削減（省資源）等につながるオンライン利用率は、再商品化事業者においては、電子入札制度の関係から、既に100%となっている。特定事業者においては、前年度の18.6%から23.4%に、市町村においても前年度の68.4%から79.7%になり、いずれも前年度を上回った。21年度においては、特定事業者および市町村のオンライン利用率のさらなる向上を図るため、具体的な方策の検討と実施を予定している。

（12）電話相談による個別対応実績（コールセンター）

当協会では、コールセンター（電話相談窓口）を設置し、特定事業者や再商品化委託申込受付業務を行っている全国の商工会議所・商工会等からの問い合わせにに応じている。20年度は、常時4人（11月～21年3月は5人）のスタッフ（専門相談員）を配置して対応した。その問い合わせの多くは、再商品化実施委託料金の支払・請求関係、再商品化委託申込書の記入方法・手続き、対象容器包装の具体的な判断、過年度分の再商品化委託申込方法などの事務的な照会が多いが、一方で、ただ乗り事業者対策や法律内容等に関する苦情や意見（問い合わせ全体の2.5%程度）も寄せられている。こうした苦情・意見に関しては、当協会の業務改善にもつなげるよう迅速な対応を行った。

以上、コールセンターによる20年度の個別対応件数は、特定事業者関係9,200件（前年度8,128件）、商工会議所・商工会関係977件（同982件）、その他775件（同483件）、計10,952件（同9,593件）であった。

なお、21年度は、コールセンターに蓄積されていく個別照会データと対応記録を、業務改善のための貴重なノウハウとして有効活用していくために、業務処理システムの改善を検討することとしている。

3．商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、容器包装リサイクル制度を、全国各地にあまねく浸透させ、大企業のみならず中小企業にも広くリサイクル義務の履行を求めていくことが公平公正な制度運営のためには必要不可欠だとして、従来から、全国主要都市（21年3月31日現在で516カ所）に拠点

をおく日本商工会議所（日商）と主に全国の町村部（21年3月31日現在で1,902カ所）に拠点を置く全国商工会連合会（全国連）に、それぞれの全国ネットワークの中で、特定事業者からの再商品化委託申込の受付業務を委託している。

20年度委託業務の実施に関しては、日商および全国連の傘下にある全国の商工会議所・商工会を窓口として、19年12月～20年6月の間、20年度の再商品化委託申込（再商品化委託料金の収受は除く）を受け付けた。また、日商および全国連には、申込受付業務の他にも、容器包装リサイクル法および制度等に係る普及啓発活動を、年間を通じて委託した。

（1）特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の20年度における特定事業者からの「再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額」は、合計で23,848件（前年度24,244件）・675億5千700万円（同716億2千100万円）となっている（【表9】参照）。

申込方法は、全国の商工会議所・商工会経由によるオンライン申込と、特定事業者自身によるオンライン申込を原則としている。その内訳は、以下のとおりである。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター）に申込みを行ってくる特定事業者もある。

ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込の件数を、前年度と比較すると、19年度4,507件（利用率18.6%）に対して、20年度は5,556件（同23.3%）と大きく伸びてきている。

OPC（＝協会オペレーションセンター）とは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム（REINS）操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込書類の入力など、再商品化の実施に係る事務処理を行うために設置した組織。

【表9】平成20年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全体 (合計)		件数	金額
		23,848件 (100.00%)	67,568,523,315円 (100.00%)
申込 内 訳	商工会議所	11,883件 (49.83%)	28,069,890,081円 (41.54%)
	商工会	4,502件 (18.88%)	3,670,416,739円 (5.43%)
	特定事業者から直接	5,556件 (23.30%)	29,429,407,000円 (43.55%)
	OPC	1,907件 (8.00%)	6,398,809,495円 (9.47%)

- （備考）1. 本表の“件数”では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申し込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
2. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。
3. 本表の実績は、21年4月16日現在の年度締め時点での数値。

（2）各地での普及啓発活動への取り組み

日商および全国連では、当協会からの委託業務の一環として、それぞれの広報ツールである機関誌（紙）やホームページなどでの情報発信を始め、両団体の全国的なネットワークを

通じて、容器包装リサイクルや環境問題に関する普及啓発等を実施した。例えば、各地商工会議所や各地商工会における特定事業者への説明会、諸会合・講習会等での説明、相談窓口での個別事業者への啓発、施設見学会の実施、会報やホームページを通じた関連情報の発信など、組織や地域特性に応じた方法で年間を通じて、普及啓発に取り組んだ。

特に20年度は、全国的な広がりを見せた3R（リデュース、リユース、リサイクル）の運動やレジ袋の削減に係る様々な活動が、地域総合経済団体である両団体の普及啓発活動の一環としても展開される等、大都市・中小都市、市町村の規模を問わず、ごみ減量化や省資源等の啓発活動が推進された。

（3）研修会の開催

各地商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込の契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル法の概要および当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法（パソコン入力操作）、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程で研修会を開催した。

< 商工会議所関係 >

（ア）開催時期：20年9月29日（月）～10月3日（金）（1泊2日 / 1班で、4班開催）

（イ）出席者数：244商工会議所・260名

（ウ）開催場所：商工会議所福利研修センター（カリアック）（浜松市）

< 商工会関係 >

（ア）開催時期：20年6月～20年12月の期間（11道府県商工会連合会で個別に開催）

（イ）出席者数：331商工会・442名

（ウ）開催場所：道府県商工会連合会の指定会場

4．広報活動の拡充と情報開示

（1）広報活動の拡充

新たに設置した「広報懇談会」で広範な意見交換

当協会では、16年度から4年間にわたって継続していた「会報編集委員会」を、当協会の広報活動全般について、幅広い立場の方々からご意見をいただくため発展的に解消し、新たに「広報懇談会」を設置した。懇談会メンバーは、当協会の役員その他、消費者代表3名・市町村代表3名・特定事業者代表4名である。

同懇談会では、毎回活発な意見交換が行われ、特にホームページの掲載内容に対する「自分が出したごみが何になっているか、わかりやすく知らせてほしい」「素材別に情報をまとめてほしい」といった各委員からの貴重なコメントは、実現可能なものから随時取り入れて広報活動のさらなる充実化に向けて大いに資するものとなっている。

会報の発行およびホームページの運営

当協会の会報『日本容器包装リサイクル協会ニュース』は、20年度も例年どおり4回(No41～No.44)発行した(A4判、4色、12～16ページ、発行部数=1万8千部/号)。20年度の協会事業計画、「容リ法」講座、市町村拠出金制度の解説、さらには20年度の再商品化委託申込の案内など、時期に応じて必要な情報の提供と読みやすい誌面づくりに努めた。協会ニュースは、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会、当協会役員など関係者、行政機関等、消費者関連団体、教育関係者、メディアなどに幅広く定期的に配布するとともに、種々の説明会の際にも資料として配布するなど幅広く活用した。また、ホームページとの相乗効果を高める情報発信にも努めた。

また、当協会の情報発信ツールとして重要な役割を担っているのが、協会ホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)である。当協会が、特定事業者、再商品化事業者との電子契約や市町村等への情報提供にインターネットを活用するなど実務的ツールとしても浸透し始めたことから、協会ホームページへの来訪者数がここ数年、飛躍的に増加している。16年度51万人、17年度86万人、18年度110万人、19年度107万人、20年度においても約133万人の訪問者を数えるなど高い水準を保っている。

20年度は、20年3月31日にオープンしたリニューアル画面での運用となったが、リニューアル以降も、協会内外からの意見を積極的に採り入れ、引き続き改修を行った。(主な新規コンテンツおよび改修内容については【表10】参照)。

【表10】平成20年度協会ホームページ 主な新規コンテンツおよび改修内容

公開月	内 容
20年4月	「コラム」開始(職員へのインタビューを中心に各事業部の紹介等を掲載。以降、ほぼ月1～2回のペースで更新)
6月	「市町村への資金拠出制度について」を新規作成(関連情報をまとめたリンク集)
9月	「な～るほど!リサイクル」映像版の動画配信を開始、同時に「なぜ?なに?リサイクル」映像版の動画配信ページも改修
10月	『委託料金事業者別リスト(公表同意事業者のみ)』を新規作成(以降、毎月1回更新)
12月	「English」ページを改修(「協会案内」パンフレット刷新にあわせた改修)
	「素材別で調べる」を新規作成(素材別に各データをまとめたリンク集。リサイクルのながれの解説図を併せて掲載)
21年1月	トップページのレイアウトを改修(「TOPICS」ボタンの設置、ファーストビュー(スクロールしない状態で最初に見られる画面)に属するコンテンツを再編)
3月	「素材別で調べる」にポップアップ解説画面を追加
	「特定事業者判定チャート」を改修(デザインのみ)

普及啓発ツールとしてDVD等を作成・配布

20年度は一般消費者向けに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発ツールとして、パンフレット『な～るほど!リサイクル』(19年度制作)の映像版であるDVD(2000枚)およびVHSビデオ(200本)を制作した。

今回は特に市町村に向けて積極的な活用を推進し、希望に応じて配布、各地のリサイクルプラザなどでの市民啓発の場で大いに活用された。また関連団体、特定事業者、再商品化事業者、さらに前述の広報懇談会委員の方々にも、種々のイベント・会議・会合など様々な場面で活用していただいた。パンフレット「な～るほど！リサイクル」も映像版との併用を促進し、前年度からの累計で約30,000部が活用された。

一般向けパンフレット『なぜ？なに？リサイクル』（15年3月制作）については、毎年継続して多くの地方自治体、事業者、国の出先機関などから利用申込が寄せられており、20年度においても自治体や事業者などにおける施設見学者の多い4月から5月にかけては、多数の利用希望が寄せられた。1年間を通しての配布部数は、約12,000部で、15年度のパンフレット制作時以来の利用累計部数は27万部を超えた。

講演会等への講師派遣、展示会等への後援・協賛等

当協会では20年度においても、地方自治体、事業者団体、消費者団体等との連携を密にして、それぞれが主催する諸会合に、年間で約50回程度、当協会役職員を講師として派遣し、容リ法に基づく主要事項や当協会業務について説明を行った。また、新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や協会が行う再商品化の目的や具体的内容等についての周知・PRに努めた。

「エコプロダクツ2008」（12月11日～13日、於：東京ビッグサイト、主催：（社）産業環境管理協会、日本経済新聞社、後援：経済産業省、環境省、日商、日本経団連ほか）には、例年どおり、紙製容器包装リサイクル推進協議会、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会と共同出展した。「な～るほど！リサイクル」映像版の上映のほか、展示やクイズ、プレゼンテーションを通して、3R活動を推進する生活のヒントを紹介、3日間合計で小・中学生を含む約1,600人がクイズなどに参加し、大いに賑わいを見せた。また、容器包装リサイクルや環境などをテーマとする諸行事への後援・協賛などにも積極的に協力した（【表11】参照）。

【表11】主な後援・協賛行事

日時・場所	行事名	主催者	内容
20年6月3日～6日 （於：東京ビッグサイト）	2008NEW環境展	（株）日報アイビー	アジア最大の環境展
20年9月18日～20日 （於：インテックス大阪）	2008NEW環境展	（株）日報アイビー	アジア最大の環境展
20年11月13日～15日 （於：マリナシティ福岡）	2008NEW環境展	（株）日報アイビー	アジア最大の環境展
20年10月7日～11日 （於：東京ビッグサイト）	2008東京国際包装展 （東京ビッグサイト2008）	（社）日本包装技術協会	生産・包装・流通に関わる総合展示
20年11月12日 （於：ホルムホール仙台）	第7回産業廃棄物と環境を考える全国大会	（社）全国産業廃棄物連合会、（財）日本産業廃棄物処理振興センター、（財）産業廃棄物処理事業振興財団	行政担当者、事業者、学識経験者、市民などの各界の皆様と一緒に、循環型社会の形成等について考える

(2) 容器包装リサイクルフローの透明化と情報開示に向けた取り組み

特定事業者の再商品化委託料金を公表

特定事業者が、容器包装のリサイクル義務を履行するために負担している“再商品化委託料金”の公表に関しては、去る18年5月の改正容リ法施行前に開催された第164国会における環境委員会で、小池環境大臣（当時）が検討を約束したもので、環境行政の情報公開の流れの中で、その準備が進められてきた。当協会では、本件について、19年2月21日付文書で主務5省（前掲）からの要請を受け、19年3月30日開催の18年度第2回理事会での了承を踏まえて、先ず19年8月に特定事業者(23,043事業者)宛に情報開示に関する意向確認調査を行うなどの具体的な対応を行った。

さらに、20年5月には、未回答事業者を中心に2回目の意向確認調査を行い、その回答を受けて、20年10月に協会ホームページ上での公表を行い、随時更新を行っている。21年3月末時点では9,931事業者（委託料金ベースで約66%）が同意の意思表示をしており、増加傾向にある。当協会では、より多くの特定事業者からの意向を確認すべく、協会ホームページを通じて、委託料金事業者別リストへの掲載希望を継続して受け付けている。

リサイクル製品の利用情報の収集と情報提供

容器包装リサイクル制度について、重要な役割を担っている消費者の理解を得るために、情報公開によるリサイクルフローの一層の透明化を推進することが求められている。このため、当協会では、20年度は特に、ホームページ等の広報媒体を通じた情報発信を充実させた。協会ホームページでは、消費者向けに、容器包装のリサイクルフローについて、画像やイラスト、映像などの配信を通じて、できるだけ具体的な情報として伝えるとともに、最終用途、利用製品などについても、画像を使用してビジュアルな情報伝達に努めた。

とりわけ、当協会の扱う素材の中でも圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装については、19年度から、再商品化事業者の協力・同意のもとで、協会ホームページ上で再商品化製品利用事業者名とその用途についての情報を開示している。

5. 関係機関等との連携、各種説明会の開催

(1) 関係機関との連携

容器包装リサイクル制度を円滑に推進するため、主務5省（前掲）および清掃事業において全人口の9割の市町村の声を集約する（社）全国都市清掃会議との情報連絡会議を、毎月1回のペースで開催し、ガラスびん・PETボトル・紙およびプラスチック製容器包装のリサイクル業務の進捗状況等の報告、当面の課題等につき具体的な協議を行った。

また、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関する課題について、適宜、情報交換を行った。

(2) 各種説明会の開催

平成21年度登録希望事業者に対する説明会

21年度の容器包装リサイクルに関する再生処理事業者の事業者登録申請に係る連絡は、7月1日付官報と協会ホームページ等で行い、同月中旬には分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者を対象として説明会を、次のとおり開催した。

この説明会では、各素材を巡るリサイクル事情等を報告するとともに、登録申請にあたっての厳格な審査要件や留意事項および書類記入方法等を広範囲にわたり説明し、質疑応答を行った。

素 材	日 時	場 所	出席者(社)数
ガラスびん	20年7月10日(木) 13:30~15:30	東海大学校友会館 (霞ヶ関ビル33階) 「望星の間」(東京)	82名(67社)
PETボトル	20年7月14日(月) 13:30~15:30	アジュール竹芝14階 「天平の間」(東京)	101名(68社)
紙	20年7月10日(木) 13:30~15:30	東海大学校友会館 (霞ヶ関ビル33階) 「富士の間」(東京)	55名(51社)
プラスチック	20年7月11日(金) 13:30~15:30	東京會館11階 「ローズルーム」(東京)	207名(121社)

平成21年度の容器包装リサイクルの実施に関する市町村説明会

当協会の21年度事業の実施に向けて、当協会と業務実施契約書(覚え書き)を締結予定の市町村・一部事務組合およびそれを管轄する都道府県を対象とした説明会を全国5ブロック(札幌、仙台、東京、大阪および福岡)に分け、次のとおり開催した。

この説明会では、「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化の概要」「再商品化業務フロー」および「業務実施契約書(見本)」等に基づき、21年度における分別基準適合物の引渡しに関する具体的業務手順について説明するとともに、PETボトルにおいては、当協会への引渡し量の増大を、また、プラスチック製容器包装においては、ペール品質改善の取り組みを強く要請し、併せて、20年4月施行された改正容リ法第10条の2に基づく第1回目の市町村への再商品化合理化拠出金の支払いが21年9月に実施されることおよびその支払見込額や個別市町村への配分基準等について説明した。

さらに、申込手続きの合理化の観点からオンライン利用を引き続き要請した。

地 区	日 時	場 所	出席者(市町村)数
北海道	20年11月14日(金) 13:30~15:30	J Rタワーホテル日航札幌36階 スカイバンケットルーム 「たいよう」(札幌)	83名(80市町村・ 一部事務組合)
東 北	20年11月17日(月) 13:30~15:30	ホテルメトロポリタン仙台2階 「星雲の間」(仙台)	47名(44市町村・ 一部事務組合)
関 東	20年11月13日(木) 13:30~15:30	TKP代々木ビジネスセンタープラザ館 2階「2Aホール」(東京)	240名(219市町村・ 一部事務組合)
関 西	20年11月11日(火) 13:30~15:30	チサンホテル新大阪2階 「チサンホール」(大阪)	159名(146市町村・ 一部事務組合)
九 州	20年11月12日(水) 13:30~15:30	博多都ホテル3階 「孔雀の間」(福岡)	104名(93市町村・ 一部事務組合)

平成21年度容器包装リサイクル業務に関する入札説明会

21年度の登録再生処理事業者および運搬事業者を対象に、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示し、21年度のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装およびプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会を、次のとおり開催した。

この説明会では、オンラインによる入札手続、入札の注意事項、選定方法および選定結果の連絡方法、実施契約書、法令遵守、入札書の記入要領等を説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者(社)数
ガラスびん	20年12月18日(木) 13:30~15:30	アジュール竹芝13階 「飛鳥の間」(東京)	71名(63社)
PETボトル	20年12月18日(木) 13:30~15:30	アジュール竹芝14階 「天平の間」(東京)	109名(65社)
紙	20年12月19日(金) 13:30~15:30	虎ノ門パストル本館8階 「けやきの間」(東京)	59名(51社)
プラスチック	20年12月19日(金) 13:30~15:30	虎ノ門パストル本館1階 「葵の間」(東京)	186名(101社)

平成21年度の契約事業者の業務手続きに関する説明会

21年度の契約予定事業者を対象に、業務手続きに関する説明会を、次のとおり開催した。この説明会では、市町村の分別収集物の引き渡し方法、業務手続および業務フロー、オンラインによる引取り実績報告、実施契約の締結、法令遵守等を説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者（社）数
ガラスびん	21年3月16日（月） 13：30～15：30	アジュール竹芝16階 「曙の間」（東京）	66名（55社）
P E T ボトル	21年3月18日（水） 13：30～15：30	アジュール竹芝16階 「曙の間」（東京）	83名（51社）
紙	21年3月17日（火） 13：30～15：30	アジュール竹芝12階 「白鳳の間」（東京）	42名（38社）
プラスチック	21年3月17日（火） 13：30～15：30	アジュール竹芝14階 「天平の間」（東京）	146名（81社）

6．その他

（1）公益法人制度改革に係る諸準備の実施

20年度は、21年度中の公益財団への移行を目標に掲げ、公益認定申請に向けた諸準備に取り組んだ。このため、主務5省（前掲）との定期会合を、20年8月以降毎月1回開催し、21年3月までの間に打ち合わせは8回を数えた。こうした中で、新法が施行された20年12月に開催した理事会・評議員会では、制度改革に対応するために必要となる理事会・評議員会の再編の方向性について了解を得るとともに、新法人格取得後の最初の評議員の選任については、国の指導に基づいて第三者機関である「最初の評議員選定委員会」を設置して行うことを決定した（21年3月に主務大臣認可）。

21年3月の理事会・評議員会では、組織再編の方向性の最終確認、最初の評議員候補者の原案作成、「諸規程管理規則」および「役員区分に基づく報酬等基準」の新規制定、「委員会規則」の一部改正など内部規程の一層の整備を進めた。また、21年秋に予定する公益認定申請に向けて、定款変更案の原案作成などの準備に入った。

（2）賛助会員の加入状況

当協会の目的に賛同し、啓発普及関連事業を中心に賛助会費の負担をお願いしている賛助会員は21年3月31日現在で16社（別添「賛助会員名簿」参照）であった。

（3）平成21年度業務に向けた入札選定など準備作業

20年度再商品化業務と並行して、20年度内に実施した21年度業務の実施に向けた準備作業（一部上記に記載した事項も含む）は、別紙「平成21年度再商品化に向けたスケジュール」に記載のとおり。

会議開催状況

1. 理事会

(1) 平成20年度第1回理事会

日時：20年6月24日(火)15時～16時15分

場所：東海大学校友会館「望星の間」(霞ヶ関ビル33階)

出席者：44名(委任状出席を含む)

議事：

<協議事項>

第1号議案 評議員の交代について

第2号議案 平成19年度事業報告書(案)について

第3号議案 平成19年度収支計算書(案)および財務諸表(案)について

議長から、第2号議案と第3号議案は関連があるため、一括して審議をしたい旨の提案があり了承された後、事務局から平成19年度事業報告書(案)、同収支計算書(案)、同財務諸表(案)について、資料に基づき説明を行った。説明後、片山監事から「会計および業務監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より本案を議場に諮ったところ、異議なく承認された。

第4号議案 総務企画委員会への委任事項について

再商品化実施委託単価については、主務大臣の認可事項であるため、理事会での決議事項となっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始めるにあたり、11月下旬に送付する次年度の再商品化申込書類には暫定ではあるが同単価を記載(提示)する必要があることから、12月上旬の理事会の開催に先立って同単価を決定し、公表する権限を例年どおり総務企画委員会に委任してほしい旨の説明を事務局から行った後、議長より本件を議場に諮ったところ、異議なく承認された。

<報告事項>

協会ホームページでの委託料金の公表に向けた準備状況について

本年10月に当協会ホームページにおいて公表を予定している個別特定事業者の再商品化委託料金について、その公表に係る意向確認書の返送状況(同意状況)を資料に基づき事務局から報告した。

公益法人制度改革への当面の対応について

政府が進める公益法人制度改革について、その概要や当協会における今後の対応方針および事務スケジュール(公益認定の申請予定時期)等を資料に基づき事務局から説明した。

再商品化事業の最近の動向について

石井節専務理事より、下記の3項目について資料に基づき説明した。

- ・平成20年度落札結果と課題
- ・容リ協会平成20年度の重点活動
- ・ライフコーポレーション訴訟の件

(2) 平成20年度第1回臨時理事会

日時：20年12月10日(水)15時～16時30分

場所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：45名(委任状出席を含む)

議事：

<協議事項>

第1号議案 評議員の交代について

第2号議案 「平成21年度再商品化実施委託単価」および「平成20年度抛出委託単価」の決定について(追認)

再商品化実施委託単価および抛出委託単価は、理事会での決議事項となっているが、本年6月の平成20年度第1回理事会において、本年10月に開催の総務企画委員会に委任して決定することの承認をいただいていることから、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

第3号議案 指定法人に係る平成21年度事業計画書(案)ならびに同収支予算書(案)について

議長から、事業計画と収支予算の両案を一括して説明するようとの指示により、事務局から資料に基づき、指定法人に係わる平成21年度事業計画書(案)について、当協会のミッション(使命)とビジョン(中期展望)を踏まえて、ガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底を基本とした透明性の高い事業活動を展開していくことを説明した。

続いて、平成21年度収支予算書(案)について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、一括して出席者に諮ったところ異議なく承認された。

第4号議案 公益法人制度改革への対応(作業工程表)と公益財団設立認可に向けた「最初の評議員の選任方法(案)」について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき、平成21年11月の移行認定申請手続きに向けての作業工程を説明した。続いて、この移行認定手続きを進めるにあたり、公益財団移行後の「最初の評議員の選任方法」については、主務5省から認可をいただく必要があることから、本理事会で承認後、主務5省に認可申請を行う旨を、資料に基づき事務局から説明した後、議長より、出席者に諮ったところ異議なく承認された。

第5号議案 公益財団法人設立に向けた容り協会の機関設計の方向性について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき、当協会の機関設計(理事・監事、評議員)については、主務5省との調整のうえで作業を進めるが、その作業は、当協会理事長および常勤理事にご一任いただくとともに、その経過は必要に応じてご報告する旨を説明し、議長より出席者に諮ったところ異議なく承認された。

<報告事項>

PETボトルの再商品化に係る最近の状況と今後の取り組みについて

使用済みPETボトルのリサイクル市場の急激な状況変化に伴い、市町村からの引渡し追加申込みを受け付け、期中の追加入札を行うこと、再生処理事業者の財務状況の急激な悪化を防止するために特別措置を実施することを、事務局

から資料に基づき報告した。

協会ホームページでの再商品化委託料金の公表について

本年10月から当協会ホームページで、同意をいただいた個別特定事業者の再商品化委託料金を公表していることを、資料に基づき事務局から報告した。

容器協会のミッション・ビジョンと再商品化を巡る課題について

石井専務理事より、下記の項目について資料に基づき報告した。

1. 協会のミッションとビジョン

2. 再商品化を巡る課題

・再商品化事業者の管理

・特定事業者対応

・プラスチックの再商品化における課題 など

(3) 平成20年度第2回理事会

日時：21年3月24日(火)15時～16時

場所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：45名(委任状出席を含む)

議事：

<協議事項>

第1号議案 評議員の交代について

第2号議案 平成20年度の収支見通しについて

議長の指示により、事務局から平成20年度収支見込みの全体像を配布資料(フロッピー)で説明した後、収入・支出の各項目のうち主なものに関して説明を行った。

収入の部の「再商品化受託料収入」が予算を上回った理由は、特定事業者からのプラスチック製容器包装の委託申込量が増加したことが要因であり、支出の部の「再商品化委託料」が予算を下回った理由は、市町村からの引取り量が減少したこと、プラスチック製容器包装の再商品化コストの抑制効果により再商品化委託料が下がったこと、が要因である。また、収入の部の「再商品化委託収入(有償入札収入)」の減少は、昨秋からの景気後退等によりPETボトルの期中追加入札の実施によることなどが要因である。

以上の説明をした後、議長から出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

第3号議案 平成21年度事業計画書(案)並びに同収支予算書(案)について

議長の指示により、事務局から、本件は財団法人としての平成21年度事業計画書(案)、同収支予算書(案)をお諮りするものであるが、昨年12月に開催の平成20年度第1回臨時理事会において、既にご承認いただいている指定法人としての平成21年度事業計画書(案)、同収支予算書(案)と基本的には同じものである。ただし、平成20年度収支見込みにおいて、次期繰越収支差額に計上した202万4千円を平成21年度予算書(案)の前期繰越収支差額に同額を計上する一部補正を行った旨を説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

第4号議案 公益法人制度改革について

議長の指示により、(1)～(4)はいずれも関連があるため、事務局から一括して説明した。

理事会・評議員会の再編について

公益財団法人に移行した際の当協会の組織(理事会・評議員会)については、前回の理事会で方向性を説明したが、その後、主務5省との調整により、配布資料のとおりとなった。また、このことは、本年2月16日付文書で関係者に連絡した。

「最初の評議員選定委員会」の委員の委嘱(案)について

公益財団移行後の「最初の評議員の選任方法」については、主務省の認可が必要であることから、前回の理事会で、その選任方法をお諮りした後、主務5省に認可申請を行っていたが、このほど認可されたことから、配布資料に記載の委員候補者7名に同委員会の委員を委嘱したい旨を説明した。

「最初の評議員候補者」(案)(予備調査結果)について

公益財団移行後の「最初の評議員」については、前述の委員会で選定するが、その候補者(案)は、現行の理事会で定めることができるため、先般、で説明した評議員会を構成する団体・個人に対して、候補者の有無にかかる予備調査を行った。その結果を配布資料のとおりとりまとめ、同資料に記載の53名を候補者(案)として前述の委員会に提出したい旨を説明した。

その他

公益財団への移行にあたっては、現行の定款(寄附行為)の変更も必要になるため、その方向性について配布資料に基づき説明した。定款の改正案は、6月に開催の理事会でお諮りする予定である。

全ての説明が終わった後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

第5号議案 当協会の諸規程の整備について

議長の指示により、事務局から、当協会では一昨年来、公益法人制度改革を睨んで当協会の諸規程の見直し・整備を進めてきたが、このほど、配布資料のとおり、追加整備する旨を説明し、議長より出席者に諮ったところ異議なく承認された。

<報告事項>

PETボトルの期中追加入札について

使用済みPETボトルのリサイクル市場の急激な状況変化に伴い、市町村からの引渡し追加申込みを受け付けて期中追加入札を行ったこと、再生処理事業者の財務状況の急激な悪化を防止するために落札単価の見直しなど特別措置を実施したことを、事務局から配布資料に基づき報告した。

平成21年度の容リ協会の重点課題について

石井専務理事より、下記の項目について配布資料に基づき報告した。

1. 協会のミッションとビジョン
2. H20年度実施主項目
 - 1) ガバナンス
 - 2) コンプライアンス
 - 3) 透明化

3. H21年度重点課題
ミッションを果たすために
ビジョン実現のために
社会の変化への対応
次回理事会の開催期日(6/19)について
事務局より、次回理事会の開催期日を報告した。

2. 評議員会

(1) 平成20年度第1回評議員会

日時：20年6月27日(金)10時～11時25分

場所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：47名(委任状出席を含む。)

議事：

<協議事項>

第1号議案 理事の交代について

第2号議案 総務企画委員会への委任事項について

再商品化実施委託単価については、主務大臣の認可事項であるため、理事会での決議事項となっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始めるにあたり、11月下旬に送付する次年度の再商品化申込書類には暫定ではあるが同単価を記載(提示)する必要があることから、12月上旬の理事会の開催に先立って同単価を決定し、公表する権限を例年どおり総務企画委員会に委任してほしい旨を、6月24日に開催した平成20年度第1回理事会で説明し、承認をいただいたことを事務局から報告した。

第3号議案 平成19年度事業報告書について

第4号議案 平成19年度収支計算書および財務諸表について

議長から、とは関連があるため、一括して説明したい旨の提案があった後、事務局より、6月24日に開催した平成20年度第1回理事会で承認された平成20年度事業報告書、同収支計算書、同財務諸表について、資料に基づき報告した。

報告後、平成19年度のPETボトルの再商品化委託単価について、18年度の再商品化委託単価との大幅な違い(下落の要因)に関する質問があり、事務局より、その要因等を説明した。

第5号議案 協会ホームページでの委託料金の公表に向けた準備状況について

議長の指示により、本年10月に当協会ホームページにおいて公表を予定している個別特定事業者の再商品化委託料金について、その公表に係る意向確認書の返送状況(同意状況)を資料に基づき事務局から報告した。

第6号議案 公益法人制度改革への当面の対応について

議長の指示により、政府が進める公益法人制度改革について、その概要や当協会における今後の対応方針および事務スケジュール(公益認定の申請予定時期)等を資料に基づき事務局から説明した。

第7号議案 再商品化事業の最近の動向について

石井節専務理事より、下記の3項目について資料に基づき説明した。

- ・平成20年度落札結果と課題
- ・容リ協会平成20年度の重点活動
- ・ライフコーポレーション訴訟の件

なお、説明後、PETボトルの市町村からの協会への引渡しについて、協会の市町村に対する働きかけの状況等に関する質問があり、事務局より現時点までに訪問した当該市町村からの意見や考え方等を説明した。

(2) 平成20年度第2回評議員会

日時：20年12月9日(火)14時～15時30分

場所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：49名(委任状出席を含む)

議事：

<協議事項>

第1号議案 理事の交代について

第2号議案 「平成21年度再商品化実施委託単価」および「平成20年度拋出委託単価」の決定について(追認)

再商品化実施委託単価および拋出委託単価は、評議員会で審議のうえ、理事会での決議事項となっているが、本年6月の平成20年度第1回理事会において、本年10月に開催の総務企画委員会に委任して決定することの承認をいただいていることから、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

第3号議案 指定法人に係る平成21年度事業計画書(案)ならびに同収支予算書(案)について

議長から、事業計画と収支予算を一括して説明するようにとの指示により、事務局から資料に基づき、指定法人に係わる平成21年度事業計画書(案)について、当協会のミッション(使命)とビジョン(中期展望)を踏まえて、ガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底を基本とした透明性の高い事業活動を展開していくことを説明した。

続いて、平成21年度収支予算書(案)について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、事業計画と収支予算を合わせて出席者に諮ったところ異議なく承認された。

第4号議案 公益法人制度改革への対応(作業工程表)と公益財団設立認可に向けた「最初の評議員の選任方法(案)」について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき、平成21年11月の移行認定申請手続きに向けての作業工程を説明した。続いて、この移行認定手続きを進めるにあたり、公益財団移行後の「最初の評議員の選任方法」については、主務5省から認可をいただく必要があることから、本理事会で承認後、主務5省に認可申請を行う旨を、資料に基づき事務局から説明した後、議長より、出席者に諮ったところ異議なく承認された。

第5号議案 公益財団法人設立に向けた容リ協会の機関設計の方向性について
議長の指示により、事務局から、資料に基づき、当協会の機関設計(理事・監

事、評議員)については、主務5省との調整のうえで、作業を進めるが、その作業は、当協会理事長および常勤理事にご一任いただくとともに、その経過は必要に応じてご報告する旨を説明し、議長より出席者に諮ったところ異議なく承認された。

< 報告事項 >

P E Tボトルの再商品化に係る最近の状況と今後の取り組みについて

使用済みP E Tボトルのリサイクル市場の急激な状況変化に伴い、市町村からの引渡し追加申込みを受け付け、期中の追加入札を行うこと、再生処理事業者の財務状況の急激な悪化を防止するために特別措置を実施することを、事務局から資料に基づき報告した。

なお、報告後、P E Tボトルの市町村からの協会への引渡し状況および協会の市町村に対する働きかけの状況に関する質問があり、事務局より現時点までに訪問した当該市町村からの引渡し見込みなどの状況を報告した。

協会ホームページでの再商品化委託料金の公表について

本年10月から当協会ホームページにおいて、同意をいただいた個別特定事業者の再商品化委託料金を公表していることを、資料に基づき事務局から報告した。

容り協会のミッション・ビジョンと再商品化を巡る課題について

石井専務理事より、下記の項目について資料に基づき報告した。

1. 協会のミッションとビジョン

2. 再商品化を巡る課題

- ・商品化事業者の管理
- ・特定事業者対応
- ・プラスチックの再商品化における課題 など

(3) 平成20年度第3回評議員会

日 時：21年3月23日(月)15時～16時

場 所：東京會館11階「エメラルドルーム」

出席者：51名(委任状出席を含む)

議 事：

< 協議事項 >

第1号議案 平成20年度の収支見通しについて

議長の指示により、事務局から平成20年度収支見込みの全体像を配布資料(フロッピー)で説明した後、収入・支出の各項目のうち主なものに関して説明を行った。

収入の部の「再商品化受託料収入」が予算を上回った理由は、特定事業者からのプラスチック製容器包装の委託申込量が増加したことが要因であり、支出の部の「再商品化委託料」が予算を下回った理由は、市町村からの引取り量が減少したこと、プラスチック製容器包装の再商品化コストの抑制効果により再商品化委託料が下がったこと、が要因である。また、収入の部の「再商品化委託収入(有償入札収入)」の減少は、昨秋から景気後退等によりP E Tボトルの期中追加入札の実施による有償入札収入の減少が要因である。

以上の説明をした後、議長から出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

第2号議案 平成21年度事業計画書(案)並びに同収支予算書(案)について

議長の指示により、事務局から、本件は財団法人としての平成21年度事業計画書(案)、同収支予算書(案)をお諮りするものであるが、昨年12月に開催の平成20年度第1回臨時理事会において、既にご承認いただいている指定法人としての平成21年度事業計画書(案)、同収支予算書(案)と基本的には同じものである。ただし、平成20年度収支見込みにおいて、次期繰越収支差額に計上した202万4千円を平成21年度予算書(案)の前期繰越収支差額に同額を計上する一部補正を行った旨を説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

第3号議案 公益法人制度改革について

議長の指示により、～ はいずれも関連があるため、事務局から一括して説明した。

理事会・評議員会の再編について

公益財団法人に移行した際の当協会の組織(理事会・評議員会)については、前回の理事会で方向性を説明したが、その後、主務5省との調整により、配布資料のとおりとなった旨を説明した。

「最初の評議員選定委員会」の委員の委嘱(案)について

公益財団移行後の「最初の評議員の選任方法」については、主務省の認可が必要であることから、前回の理事会でその選任方法をお諮りした後、主務5省に認可申請を行っていたが、このほど認可されたことから、配布資料のとおり、同委員会の委員を委嘱したい旨を説明した。

「最初の評議員候補者」(案)(予備調査結果)について

公益財団移行後の「最初の評議員」については、前述の委員会で選定するが、その候補者(案)は、現行の理事会で作成することができるため、先般、で説明した評議員会を構成する団体・個人に対して、候補者の有無にかかる予備調査を行った。その結果を配布資料のとおりとりまとめ、同資料に記載の53名を候補者(案)として前述の委員会に提出したい旨を説明した。

その他

公益財団への移行にあたっては、現行の定款(旧寄附行為)の変更も必要になるため、その方向性について配布資料に基づき説明した。

全ての説明が終わった後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

第4号議案 当協会の諸規程の整備について

議長の指示により、事務局から、当協会では、一昨年来、公益法人制度改革を睨んで当協会の諸規程の見直し・整備を進めてきたが、このほど、配布資料のとおり、追加整備する旨を説明し、議長より出席者に諮ったところ異議なく承認された。

< 報告事項 >

PETボトルの期中追加入札について

使用済みPETボトルのリサイクル市場の急激な状況変化に伴い、市町村からの引渡し追加申込みを受け付けて期中追加入札を行ったこと、再生処理事業

者の財務状況の急激な悪化を防止するために落札単価の見直しなどの特別措置を実施したことを事務局から資料に基づき報告した。

平成21年度の容リ協会の重点課題について

石井専務理事より、下記の項目について資料に基づき報告した。

1．協会のミッションとビジョン

2．H20年度実施主項目

1) ガバナンス

2) コンプライアンス

3) 透明化

3．H21年度重点課題

ミッションを果たすために

ビジョン実現のために

社会の変化への対応

次回評議員会の開催期日(6/22)について

事務局から、次回評議員会の開催期日を報告した。

3．監事会

日時：20年6月2日(月)15時30分～17時30分

場所：大会議室

出席者：10名(監事2名、協会常勤理事等8名)

議事：

事業報告(協会全体)

決算報告

プラスチック容器事業部事業報告

PETボトル事業部事業報告

ガラスびん事業部事業報告

紙容器事業部事業報告

4 . 委員会・分科会

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第 1 回 20年6月20日(金) 10時～12時30分	大会議室・19名	<p>総務企画委員会委員長の交代について 平成20年度第1回理事会・評議員会の開催について 平成19年度事業報告書(案)について 平成19年度収支計算書(案)および財務諸表(案)について 総務企画委員会への委任事項について 公益法人制度改革への当面の対応について その他</p> <p>< 報告事項 > 各事業部の平成19年度業務概要報告について その他</p>
第 2 回 20年10月29日(木) 10時～12時30分	大会議室・19名	<p>平成21年度再商品化実施委託単価(案)および平成20年度抛却委託単価(案)について 平成21年度事業計画書(案)について 平成21年度収支予算書(案)について</p> <p>< 報告事項 > 各事業部の平成20年度上期実績等の報告について 協会ホームページでの委託料金の公表について 公益法人制度改革への対応スケジュールについて 平成20年度第1回臨時理事会・第2回評議員会の開催について その他</p>
第 3 回 21年3月12日(木) 10時～12時30分	大会議室・18名	<p>平成20年度第2回理事会・第3回評議員会について 平成20年度の収支見込みについて 平成21年度事業計画書(案)ならびに収支予算書(案)について 各事業部の平成20年度再商品化実績見込み、平成21年度入札選定結果および活動計画(案)等について 公益法人制度改革について その他</p>

(2) ガラスびん事業委員会・分科会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第 1 回 20年6月19日(木) 10時～12時30分	大会議室・21名	ガラスびん事業部平成19年度業務報告について 平成19年度事業報告書(案)について 平成19年度収支決算書(案)および財務諸表 (案)について 公益法人制度改革への当面の対応について その他
第 2 回 20年10月23日(木) 12時30分～15時	大会議室・18名	平成21年度再商品化実施委託単価(案)につい て 平成20年度拋出委託単価(案)について 平成21年度事業計画書(案)について 平成21年度収支予算書(案)について 平成20年度ガラスびん事業部上期活動報告 公益法人制度改革への対応スケジュールについ て 協会ホームページの委託料金公表について その他
第 3 回 21年3月10日(水) 10時～12時30分	大会議室・21名	平成20年度ガラスびん再商品化実績見込みにつ いて 平成21年度ガラスびん入札選定結果等について 平成21年度ガラスびん事業部活動計画(案)に ついて 平成20年度の収支見込みについて 平成21年度事業計画書(案)ならびに収支予 算書(案)について 公益法人制度改革について 委員会の再編および「委員会設置規則」の一部 改正について その他

(3) P E T ボトル事業委員会・分科会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第 1 回 20年6月19日(木) 12時30分～15時	大会議室・16名	P E T ボトル事業部の平成19年度業務報告につ いて 平成19年度事業報告書(案)について 平成19年度収支計算書(案)および財務諸表(案) について 市町村独自処理調査結果について (中間報告) 公益法人制度改革への当面の対応について その他

第2回 20年10月23日(木) 10時～12時30分	大会議室・17名	平成21年度再商品化実施委託単価(案)について 平成20年度抛出委託単価(案)について 平成21年度事業計画書(素案)について 平成21年度収支予算書(素案)について 平成20年度PETボトル事業部上期活動報告 公益法人制度改革への対応スケジュールについて 協会ホームページでの委託料金公表について その他
第3回 20年11月20日(木) 10時～12時	大会議室・13名	使用済PETボトルをめぐる状況の急激な変化への対応について(報告) その他
第4回 21年3月10日(火) 12時30分～15時	大会議室・16名	平成20年度PETボトル再商品化実績見込みについて(期中追加入札関連報告を含む) 平成21年度PETボトル再商品化業務入札選定結果について 平成21年度PETボトル事業部活動計画(案)について 平成20年度の収支見込みについて 平成21年度事業計画書(案)ならびに収支予算書(案)について 公益法人制度改革について 委員会の再編および「委員会設置規則」の一部改正について その他

(4) 紙容器事業委員会・分科会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 20年6月18日(水) 10時～12時30分	大会議室・14名	紙容器事業部の平成19年度業務報告について 平成19年度事業報告書(案)について 平成19年度収支計算書(案)および財務諸表(案)について 平成19年度紙容器包装引き取り品の品質調査結果について 公益法人制度改革への当面の対応について その他
第2回 20年10月22日(水) 10時～12時30分	大会議室・15名	平成21年度再商品化実施委託単価(案)について 平成20年度抛出委託単価(案)について 平成21年度事業計画書(素案)について 平成21年度収支予算書(素案)について 紙製容器包装再商品化事業の概要について

		<p>公益法人制度改革への対応スケジュールについて</p> <p>協会ホームページでの委託料金公表について</p> <p>その他</p>
<p>第3回</p> <p>21年3月11日(水)</p> <p>10時～12時30分</p>	<p>大会議室・11名</p>	<p>平成20年度紙製容器包装再商品化実績見込みについて</p> <p>平成21年度紙製容器包装再商品化事業者の入選定結果について</p> <p>平成20年度紙製容器包装引き取り品の品質調査について</p> <p>平成21年度紙容器事業部活動計画(案)について</p> <p>平成20年度の収支見込みについて</p> <p>平成21年度事業計画書(案)ならびに収支予算書(案)について</p> <p>公益法人制度改革について</p> <p>委員会の再編及び「委員会設置規則」の一部改正について</p> <p>その他</p>

(5) プラスチック容器事業委員会・分科会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
<p>第1回</p> <p>20年6月16日(月)</p> <p>12時30分～15時</p>	<p>大会議室・19名</p>	<p>プラスチック製容器包装再商品化実績報告について</p> <p>平成19年度事業報告書(案)について</p> <p>平成19年度収支計算書(案)について</p> <p>平成19年度財務諸表(案)について</p> <p>再商品化の効率化に向けたソーティングセンター等の検討報告について</p> <p>公益法人制度改革への当面の対応について</p> <p>その他</p>
<p>第2回</p> <p>20年10月28日(火)</p> <p>14時～16時</p>	<p>大会議室・15名</p>	<p>平成21年度プラスチック製容器包装再商品化実施委託単価(案)について</p> <p>平成20年度拠出委託単価(案)について</p> <p>平成21年度事業計画書(案)について</p> <p>平成21年度収支予算書(案)について</p> <p>平成20年度プラスチック容器事業部上期活動報告について</p> <p>公益法人制度改革への対応スケジュールについて</p> <p>協会ホームページでの委託料金の公表について</p> <p>その他</p>

<p>第3回 21年3月11日(水) 12時30分～15時</p>	<p>大会議室・19名</p>	<p>平成20年度プラスチック製容器包装再商品化実績見込みについて 平成21年度プラスチック製容器包装入札選定結果について 平成21年度プラスチック容器事業部活動計画(案)について 平成20年度の収支見込みについて 平成21年度事業計画書(案)ならびに収支予算書(案)について 公益法人制度改革について 委員会の再編及び「委員会設置規則」の一部改正について 再商品化の効率化に向けたソーティングセンター等の検討結果について その他</p>
---	-----------------	---

(6) その他

会議名	日時	場所・出席者数
危機管理委員会	21年3月26日(月) 10:00～11:30	大会議室・10名
広報懇談会(第1回)	20年9月 2日(火) 12:00～15:00	大会議室・21名
広報懇談会(第2回)	21年3月 5日(木) 15:30～17:30	大会議室・20名

委員会の構成

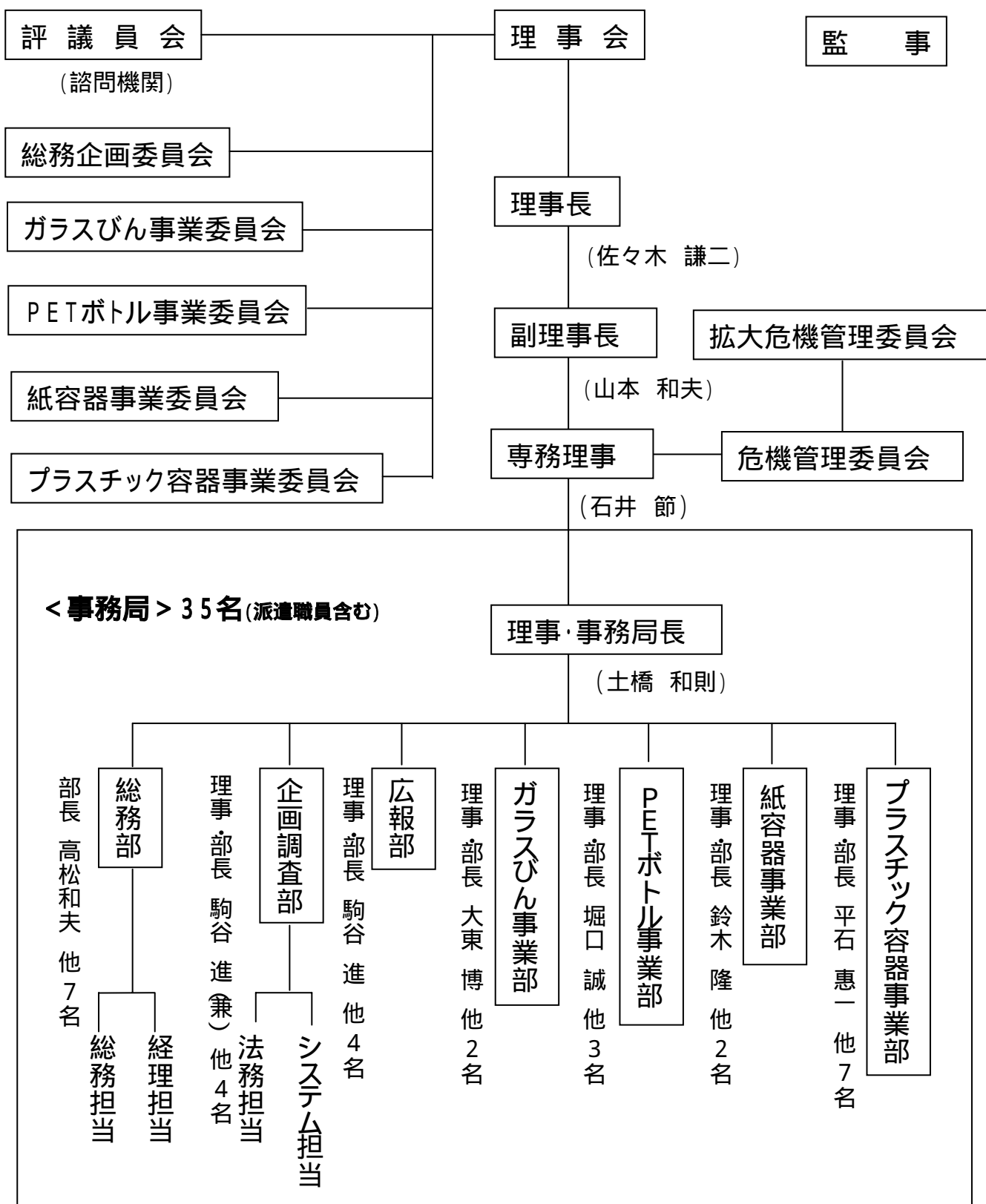
委員会設置規則に基づき、下記のとおり各委員会を構成し、委員会毎に前記の会議開催状況に記載のとおり、それぞれの委員会活動を行った。

- 1．総務企画委員会
- 2．ガラスびん事業委員会
- 3．PETボトル事業委員会
- 4．紙容器事業委員会
- 5．プラスチック容器事業委員会

(注) 各委員会委員の氏名は、後述の項目(組織)に記載。

V 組織 (平成21年3月31日現在)

1. 組織図



(注) 広報部と企画調査部3名が両部を兼務

2. 役員（理事・監事）評議員の氏名等

(1) 役員（理事・監事）

(敬称略・順不同)

役職	氏名	団体名等	役職
理事長	佐々木 謙二	日本商工会議所	副会頭
副理事長	山本 和夫	東京大学環境安全研究センター	教授
専務理事	石井 節	財団法人日本容器包装リサイクル協会	専務理事
理事	青木 美郎	社団法人日本乳業協会	専務理事
理事	天野 正義	社団法人日本貿易会	専務理事
理事	飯島 延浩	社団法人日本パン工業会	会長
理事	井田 純一郎	社団法人日本即席食品工業協会	理事長
理事	市川 隆治	全国中小企業団体中央会	専務理事
理事	浦野 光人	社団法人日本冷凍食品協会	会長
理事	大宮 久	日本蒸留酒酒造組合	理事長
理事	荻田 伍	ビール酒造組合	会長代表理事
理事	海江田 哲	社団法人日本フランチャイズチェーン協会	専務理事
理事	金子 収	日本醤油協会	専務理事
理事	金田 博夫	日本歯磨工業会	会長
理事	北村 卓三	日本うま味調味料協会	会長
理事	久保 忠夫	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	理事長
理事	栗原 正雄	財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	神村 義則	社団法人日本植物油協会	専務理事
理事	古平 昭信	社団法人全国清涼飲料工業会	会長
理事	小林 保清	日本化粧品工業連合会	会長
理事	西藤 久三	財団法人食品産業センター	理事長
理事	佐治 信忠	日本洋酒酒造組合	理事長
理事	下村 節宏	財団法人家電製品協会	理事長
理事	鈴木 弘治	日本百貨店協会	会長
理事	鈴木 豊	全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	会長
理事	竹中 登一	日本製薬団体連合会	会長
理事	辰馬 章夫	日本酒造組合中央会	会長
理事	田沼 千秋	社団法人日本フードサービス協会	会長
理事	中嶋 宏元	日本石鹼洗剤工業会	会長
理事	中村 利雄	日本商工会議所	専務理事
理事	服部 政夫	PETボトル協議会	会長
理事	林 紀男	日本チェーンストア協会	会長
理事	古澤 章	社団法人電子情報技術産業協会	理事
理事	宮下 弘	全国農業協同組合連合会	代表理事理事長
理事	森永 剛太	全日本菓子協会	会長

理事	山口 政廣	社団法人日本印刷産業連合会	会長
理事	山下 俊史	日本生活協同組合連合会	会長
理事	山中 昭廣	日本ガラスびん協会	会長
理事	米倉 弘昌	日本プラスチック工業連盟	会長
理事	土橋 和則	財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長
理事	駒谷 進	財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画調査部長・広報部長
理事	大東 博	財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長
理事	堀口 誠	財団法人日本容器包装リサイクル協会	PETボトル事業部長
理事	鈴木 隆	財団法人日本容器包装リサイクル協会	紙容器事業部長
理事	平石 恵一	財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
監事	片山 英木	公認会計士	
		青山学院大学大学院会計フロンティオン研究科	教授
監事	北山 禎介	株式会社三井住友銀行	会長

理事：45名、監事2名

(2) 評議員

(敬称略・順不同)

氏名	団体名等	役職
小豆澤 幸照	日本百貨店協会	常務理事
アンドリュー・コルチン	社団法人日本たばこ協会	会長
石川 雅紀	神戸大学大学院	経済学研究科教授
石田 彌	社団法人日本惣菜協会	会長
市村 隆紀	全国漁業協同組合連合会	漁政・国際部部長
岩井 恒彦	日本化粧品工業連合会	容器包装に関する委員会委員長
岩崎 博之	全国商店街振興組合連合会	専務理事
岩本 重己	日本ガラスびん協会	副会長
太田 譲二	日本酒造組合中央会	副会長
大田 哲哉	日本商工会議所	環境・エネルギー委員会委員長
大西 健一	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	副会長
岡田 元也	日本チェーンストア協会	環境委員会委員長
岡部 義裕	東京商工会議所	理事・事務局長
片山 裕司	社団法人日本フランチャイズチェーン協会	環境委員会副委員長
加藤 孝二	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
上河 潔	日本製紙連合会	常務理事
鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
北島 義俊	社団法人日本印刷産業連合会	常任理事
木村 政之	日本製薬団体連合会	理事長
工藤 治夫	日本歯磨工業会	副会長
倉田 薫	全国市長会	廃棄物処理対策特別委員会委員長
鯉淵 健二	製粉協会	理事・事務局長

近藤 方人	PETボトル協議会	理事
齋藤 信二	社団法人全国清涼飲料工業会	副会長
櫻井 邦彦	日本マーガリン工業会	会長
佐々木 五郎	社団法人全国都市清掃会議	専務理事
佐藤 孝二	全日本カレー工業協同組合	専務理事
塩本 昇	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
関川 和孝	社団法人日本フードサービス協会	常務理事
土谷 三之助	社団法人日本果汁協会	専務理事
寺田 範雄	全国商工会連合会	専務理事
内藤 裕子	東京都地域消費者団体連絡会	代表委員
長井 幸夫	日本蒸留酒酒造組合	理事
中田 三郎	社団法人日本化学工業協会	常務理事
中谷 吉隆	日本石鹼洗剤工業会	理事・環境委員会委員長
長町 雅美	全国食酢協会中央会	専務理事
中山 嘉昭	全国水産加工工業協同組合連合会	代表理事会長
西野 豊秀	社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
西山 康夫	日本スープ協会	専務理事
沼尻 光治	社団法人日本缶詰協会	常務理事
兵頭 美代子	主婦連合会	参与
平井 義久	全日本漬物協同組合連合会	会長
藤森 明彦	日本プラスチック工業連盟	常任理事
堀 正明	ビール酒造組合	専務理事
三宅 均	財団法人食品流通構造改善促進機構	専務理事
安田 定明	社団法人日本べんとう振興協会	会長
矢部 正行	全国菓子工業組合連合会	専務理事
山内 明子	日本生活協同組合連合会	組織推進本部長
山下 弘	日本洋酒酒造組合	理事
吉川 廣和	社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル 部会長
寄本 勝美	早稲田大学	政治経済学術院教授

評議員：51名

3. 委員会委員の氏名等

総務企画委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	青山 伸悦	日本商工会議所	理事・産業政策部長
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	河合 義雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	副会長
委員	小嶋 幸次	サントリー株式会社	取締役 技術開発部長環境部担当
委員	三幣 利夫	社団法人日本貿易会	常務理事
委員	高橋 梯二	日本コカ・コーラボトラーズ協会	専務理事
委員	野田 修	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	服部 政夫	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	山中 昭廣	ガラスびんリサイクル促進協議会	会長
委員	土橋 和則	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・事務局長

ガラスびん事業委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	山中 昭廣	ガラスびんリサイクル促進協議会	会長
委員	石川 保久	サントリー株式会社	CSR・コミュニケーション本部環境部長
委員	井野 拓磨	宝酒造株式会社	常務取締役
委員	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	鈴庄 一喜	キリンビール株式会社	執行役員人事総務部長
委員	高橋 梯二	日本コカ・コーラボトラーズ協会	専務理事
委員	堤 俊彦	日本耐酸壘工業株式会社	取締役社長
委員	丸橋 吉次	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
委員	山村 幸治	日本山村硝子株式会社	代表取締役社長
委員	山本 純一	日本酒造組合中央会	常務理事
委員	大東 博	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・ガラスびん事業部長

ガラスびん事業委員会分科会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員	内田 康策	日本化粧品工業連合会・東京化粧品工業会	専務理事
委員	小川 晋永	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事
委員	梶原 隆雄	コカ・コーラナショナルビバレッジ株式会社	調達部 部長
委員	加藤 精一郎	石塚硝子株式会社	管理本部環境部リーダー
委員	木野 正則	ガラスびんリサイクル促進協議会	理事・事務局長
委員	坂田 淳子	サントリー株式会社	環境部
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	環境・システム部次長
委員	中尾 雅幸	宝酒造株式会社	環境広報部環境課長
委員	真下 富士夫	社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	坂本 修一	大塚製薬株式会社	業務部部長
委員	幸 智道	キリンビール株式会社	人事総務部総務担当主査
委員	吉儀 尚浩	大正製薬株式会社	生産本部・環境部部長
委員	大東 博	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・ガラスびん事業部長

PETボトル事業委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	服部 政夫	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	石川 保久	サントリー株式会社	CSR・コミュニケーション本部環境部長
委員	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	坂本 修一	大塚製薬株式会社	業務部部长
委員	高橋 梯二	日本コカ・コーラボトラーズ協会	専務理事
委員	戸邊 寛	キッコーマン株式会社	生産本部購買部長
委員	中尾 雅幸	酒類ペットボトルリサイクル連絡会	会長
委員	平野 高司	株式会社吉野工業所	環境室参事
委員	松野 建治	PETボトル協議会	専務理事
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長
委員	堀口 誠	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・PETボトル事業部長

PETボトル事業委員会分科会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員	岩館 洋二	キリンビバレッジ株式会社	広報部 CSR 推進室環境担当 担当部長
委員	梶原 隆雄	コカ・コーラナショナルビバレッジ株式会社	調達部 統括部長
委員	椎名 武伸	サントリー株式会社	環境部課長
委員	廣瀬 貴之	アサヒ飲料株式会社	環境室長
委員	深町 修	酒類ペットボトルリサイクル連絡会	事務局長
委員	福澤 直俊	北海製罐株式会社	業務部 安全・環境対策グループリーダー
委員	藤野 邦夫	日本醤油協会	理事
委員	真下 富士夫	社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	松野 建治	PETボトル協議会	専務理事
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長
委員	堀口 誠	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・PETボトル事業部長

紙容器事業委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	野田 修	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	大西 健一	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	副会長
委員	奥野 和夫	全日本菓子協会	専務理事
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事
委員	上河 潔	日本製紙連合会	常務理事
委員	今野 一正	日本チェーンストア協会	理事
委員	崔 文雄	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	環境・システム部次長
委員	高橋 亜子	日本百貨店協会	政策統括担当マネージャー
委員	平田 通文	日本角底製袋工業組合	普及研究会副委員
委員	油井 喜春	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部部長
委員	吉儀 尚浩	日本製薬団体連合会	包装問題等検討部会委員
委員	鈴木 隆	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・紙容器事業部長

紙容器事業委員会分科会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員	石坂 隆	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事・事務局長
委員	木村 均	社団法人日本冷凍食品協会	専務理事
委員	斉藤 敏明	日本製紙連合会	パルプ・古紙部長
委員	崔 文雄	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	須藤 一成	社団法人日本乳業協会	環境対策室長
委員	反田 二郎	日本製薬団体連合会	参事
委員	高橋 亜子	日本百貨店協会	政策統括担当マネージャー
委員	真下 富士夫	社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	油井 喜春	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部部長
委員	鈴木 隆	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・紙容器事業部長

プラスチック容器事業委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	河合 義雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	副会長
委員	大内 丈夫	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	勝浦 嗣夫	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	滝田 靖彦	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	中島 周	キューピー株式会社	常務取締役
委員	中村 恒美	全日本菓子協会	常務理事
委員	蓮尾 秀俊	社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	平田 昌之	味の素株式会社	環境・安全部顧問
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長
委員	山本 裕三	花王株式会社	環境・安全推進本部部長
委員	平石 恵一	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・プラスチック容器事業部長

プラスチック容器事業委員会分科会 委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員	有泉 宏二	ポリスチレンペーパー成型加工工業組合	専務理事
委員	井田 久雄	社団法人プラスチック処理促進協会	専務理事
委員	大内 丈夫	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	小原 勉	社団法人日本植物油協会	事務局長
委員	木嶋 弘倫	日本豆腐協会	専務理事
委員	今野 一正	日本チェーンストア協会	理事
委員	高橋 靖明	社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
委員	滝田 靖彦	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	中井 義兼	財団法人食品産業センター	環境・システム部次長
委員	中村 恒美	全日本菓子協会	常務理事
委員	平田 昌之	味の素株式会社	環境・安全部顧問
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長
委員	村上 信行	キューピー株式会社	社会・環境推進室部長
委員	平石 恵一	財団法人日本容器包装リサイクル協会	理事・プラスチック容器事業部長

賛助会員名簿（定款＜寄附行為＞第36条関係）

（五十音順）

株式会社IHI

エーザイ株式会社

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

花王株式会社

カゴメ株式会社

株式会社神戸製鋼所

JFEスチール株式会社

新日本製鐵株式会社

積水化学工業株式会社

日清食品株式会社

株式会社日本製鋼所

不二製油株式会社

三菱商事株式会社

三菱商事パッケージング株式会社

株式会社三菱総合研究所

ライオン株式会社

（以上 16社）

市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

対象市町村総数、保管施設数

	年度	全 体		ガラスびん		PETボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装	
		契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績
対象市町村数	20年度	1,582	1,580	1,227	1,224	1,138	1,137	148	148	1,019	1,017
	19年度	1,575	1,571	1,235	1,230	1,084	1,082	155	154	989	988
保管施設数	20年度	1,668	1,664	883	880	855	854	108	107	796	794
	19年度	1,604	1,598	894	887	789	787	112	110	767	766

契約量、引取実績量、引取達成率

	年度	ガラスびん				PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装						4素材合計		
		無色	茶色	その他の色	計 + +			プラスチック							白色トレイ	計 +
								材料	油化	高炉還元	コークス炉	ガス化	小計			
契約量(トン) A	20年度	108,009	125,142	116,919	350,070	161,982	27,957	396,659	5,000	24,876	173,602	67,949	668,086	1,016	669,102	1,209,111
	19年度	110,628	128,899	117,042	356,569	141,040	34,168	323,839	9,292	46,502	166,157	83,533	629,323	1,143	630,466	1,162,251
引取実績量(トン) B	20年度	100,432	118,946	112,731	332,109	153,732	26,814	353,170	4,832	20,461	155,411	69,792	603,667	819	604,486	1,117,141
	19年度	101,460	119,210	112,703	333,373	140,013	27,860	295,852	7,592	41,064	154,308	81,659	580,475	865	581,340	1,082,586
対前年引取実績比(B20年度/B19年度)		99.0%	99.8%	100.0%	99.6%	109.8%	96.2%	119.4%	63.6%	49.8%	100.7%	85.5%	104.0%	94.7%	104.0%	103.2%
引取達成率 B/A	20年度	93.0%	95.0%	96.4%	94.9%	94.9%	95.9%	89.0%	96.6%	82.3%	89.5%	102.7%	90.4%	80.6%	90.3%	92.4%
	19年度	91.7%	92.5%	96.3%	93.5%	99.3%	81.5%	91.4%	81.7%	88.3%	92.9%	97.8%	92.2%	75.7%	92.2%	93.1%

(注) PETボトルの20年度契約量・引取実績量には、期中追加分を含みます。また、量(数字)は、四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

再商品化製品利用状況

(1) ガラスびん

年度	ガラスびん製造用		その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブロック・ガラス繊維等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%
20年度(75社)	221,038	71.6	87,814	28.4	308,853	100.0
19年度(79社)	211,140	66.8	105,148	33.2	316,288	100.0

(2) PETボトル

年度	繊維 (ユニフォーム・カーペット等)		シート (卵パック、プリスターパック等)		ボトル (飲料ボトル等)		成形品 (文房具、収集ボックス等)		その他 (結束バンド、障子紙等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
20年度(のべ65社)	67,685	55.7	46,810	38.5	3,278	2.7	2,965	2.4	761	0.6	121,500	100.0
19年度(のべ66社)	61,292	54.8	43,285	38.7	3,915	3.5	2,796	2.5	559	0.5	111,847	100.0

(3) 紙製容器包装

年度	製紙原料		製紙原料以外の材料 (家畜用敷料)		固形燃料		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
20年度(18社)	25,125	94.2	262	1.0	1,274	4.8	26,660	100.0
19年度(19社)	25,813	95.3	197	0.7	1,073	4.0	27,083	100.0

(4) プラスチック製容器包装

年度	プラスチック										白色トレイ		計 +			
	材料		油化		高炉還元		コークス炉		ガス化		小計		トン	%		
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%				
20年度(172社)	171,475	45.8	2,730	0.7	15,605	4.2	137,320	36.7	46,682	12.5	373,812	99.8%	778	0.2	374,590	100.0
19年度(155社)	149,678	39.3	4,258	1.1	31,259	8.2	138,626	36.4	56,531	14.9	380,353	99.8%	810	0.2	381,163	100.0

平成21年度再商品化の実施に向けたスケジュール

年度	平成20年												平成21年			
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
国			6/18 (6/14) 意向調査の発送 6/19 (6/15) 実態調査・農水省送付 7/17 (7/17) 締切		8/29 (8/17) 意向調査の締切	9/26 (9/25) 経済産業省審議会 9/29-10/28 (9/29-10/29) パブリックコメント期間 10/28 (10/29) 量・比率確定							(3/21) 想定単価官報掲載			
報告徴収 ただ乗り事業者対策																
指定法人業務			6/16 (6/11) プラスチック 6/18 (6/12) 紙容器 6/19 (6/12) ガラス 6/19 (6/13) PET 6/20 (6/15) 総務企画委員会 6/24 (6/20) 理事会 6/27 (6/21) 評議員会			9/1 (8/1) 平成19年度義務履行者の公表 9/7 (8/1) 平成20年度委託料支払の督促 10/22 (10/24) 事業委員会・分科会 10/23 (10/24) 事業委員会・分科会 10/23 (10/25) 事業委員会・分科会 10/28 (10/25) 事業委員会・分科会 10/29 (10/30) 総務企画委員会			12/9 (12/11) 評議員会 12/10 (12/13) 理事会			3/10 (3/12) 事業委員会・分科会 3/10 (3/11) 事業委員会・分科会 3/11 (3/11) 事業委員会・分科会 3/11 (3/13) プラスチック容器 3/12 (3/17) 総務企画委員会 3/23 (3/25) 評議員会 3/24 (3/27) 理事				
商工会議所・商工会						9/29-10/3 (11/20-22 26-28) 商工会議所カリアック研修会			12/8 (12/10) 窓口業務開始		2/6 (~2/1) 申込締切		3/未 契約締結(代行)			
特定事業者関係		5/30-6/3 意向確認書送付	6/30 締め切り						10/29 送付書類確定(印刷)	11/11 (11/14) 持ち帰り申込内容 11/11 (12/10) 官報掲載 12/3 申込書発送 12/8 (12/10) 官報掲載 12/28- 承諾書発送	2/6 (~2/1) 申込締切	3/25- (3/21-) 請求書発送	3/未 契約締結 第1回支払			
市町村関係			6/20 (6/22) 分別基準適合物の引き渡しに関する調査票の発送	7/15 (7/17) 締め切り(必着)	7/18-8/11 (7/23-8/10) 調査票の再発送(1日)	8/11 (8/10) 回収締め切り 8/22 (8/24) 調査票集計結果提出	10/3 (10/3) 市町村担当者説明会	10/29 (10/30) 送付書類確定・発送	11/11-11/17 (11/8-11/16) 引き取り申込書の締切期限に関する文書を郵送 11/21 (11/22) 申込締切(オンライン) 11/24 (11/25) 申込締切(オンライン)	12/22 (12/21) 入札条件リスト	2/6 (2/8) 期末の取り扱いに関する通知	3/24 (3/24) 資材市町村担当者向け	3/26 (3/27) 市町村事業者負担分覚書送付			
再商品化事業者関係		6/6 (6/11) 官報掲載内容持ち込み	7/1 (7/2) 登録開始および官報掲載	7/10-14 (7/12,13,18) 再生処理事業者登録のための説明会	7/31 (7/31, 8/6) 登録申込締切			登録審査	11/10 (11/13) 審査結果官報持ち込み 11/11 (11/14) 代表者宛てに当選及び落選の連絡(メールにて発送予定) 11/18 (11/19) 審査結果官報持ち込み	12/8 (12/10) 入札登録者の審査結果の官報公示	12/18-19 (12/25,26) 入札説明会 12/19 (12/27) 入札(金)・紙製容器包装 12/22 (12/26) 入札(木)・PETボトル 12/22 (12/26) 入札(ガラスびん)・PET 12/22 (12/26) 審査能力通知(紙) 12/22 (12/26) 審査能力通知(ガラスびん・PET)	1/22 (1/28) 最終判定会議(選定終了) 1/22 (3/7) 期末の取り扱いに関する通知 2/6 (2/8) 結果連絡・説明会用資料送付	2/18 (2/25) 契約書・電子契約委任状・特定再商品化製品利用事業者登録書類発送 2/24 (3/3) 契約書・電子契約委任状・特定再商品化製品利用事業者登録書類発送 3/6 (3/7) 特定再商品化製品利用事業者を含む場合の契約書類発送 3/12 (3/18,19) 再商品化事業者説明会 3/16-18 (3/18,19) 再商品化製品利用事業者説明会 3/31 (3/31) 電子契約締結締切	3/26 (3/27) 契約締結		
協会ホームページ	4/11 (4/13) 想定量HP掲載	4/17 (4/13) 落札結果の公表	6/18 (7/2) 平成19年度市町村との実績量引取り公表			9/1 (8/1) 平成19年度義務履行者の公表	10/1 再商品化委託料公表		12/8 (12/10) 特定事業者による申込開始		2/6 (2/1) よるオンラインに					

注) ()内は、昨年度のスケジュール